

高砂市子ども・子育て支援事業計画 (令和元年度・2年度) 施策評価シート

※新型コロナウイルス感染症の影響により、延期・中止（予定）の施策があります。

【 4段階評価 】

- S: 予定以上に進捗している
- A: 予定通り進捗している
- B: 遅れている
- C: 事業を廃止

こども未来部子育て支援室子育て支援課

令和元年度 子ども・子育て・若者支援プランに係る施策評価シート

第2部 子ども・子育て支援事業計画

S 予定以上に進捗している
 A 予定通り進捗している
 B 遅れている
 C 事業を廃止

【基本目標1】地域における子どもや子育て家庭への支援

※青の箇所にご記入ください

該当欄にS～Cのアルファベットを記入してください。

施策の方向	施策番号	主な施策	今後の方向	令和元年度の取り組み・方向性	令和元年度実績	回数・人数	令和元年度評価				担当課
							S	A	B	C	
① 子育て相談の充実・情報提供機能の強化	1-1-1-1	地域子育て支援拠点事業の充実	子育て支援センター（高砂・北部）を子育て支援の拠点施設として市民に周知するとともに、相談・支援事業の充実を図ります。	30年度と同様に、子育て支援センター（高砂・北部）を子育て支援の拠点施設として市民に周知するとともに、相談・支援事業の充実を図ります。高砂子育て支援センターにおいて、土・日曜日オープンルームを開設します。	子育て支援センター（高砂・北部）を拠点として、つどいの広場や子育てサークル活動など支援事業の充実を図りました。また、子育て支援センター（ユアアイ帆つとセンター内）では、土・日曜日オープンルームを開催し、親子で遊ぶスペースを開放しました。オープンルーム利用1日当たり高砂約42人 北部28人	オープンルーム 高砂13,891人 北部 6,686人		A			子育て支援課 （子育て支援センター）
	1-1-1-2	家庭児童相談室の充実	子育て支援室に家庭児童相談室を設置し、子育て支援の窓口として、各関係機関と連携して子育て相談支援の充実を図ります。	子育て支援課の家庭児童相談室を中心に、子育て相談支援の窓口として、各関係機関と迅速に連携して支援の充実を図ります。	家庭児童相談室を中心に各関係機関と迅速な連携をとることができ、子育て相談支援の充実を図りました。利用者支援事業とも連携しました。	連絡相談 4,675件 面談359件 訪問613件		A			子育て支援課
	1-1-1-3 再掲 (6-3-1-3)	保育所等巡回相談の充実	心理士等専門職が保育所等を巡回し、子どもの発達検査・相談、保育所等職員や保護者への相談・助言指導、保育所等の環境整備、関係機関との連絡・調整を行うことで、発達が気になる子どもへの支援を行います。	保育所等職員や保護者への相談・助言指導、保育所等の環境整備、関係機関との連絡・調整を行い、発達が気になる子どもへの支援を行う。また、児童発達支援センターと協働できるような調整していきます。	心理士等専門職が保育所等を巡回し、子どもの発達検査・相談、保育所等職員や保護者への相談・助言指導、保育所等の環境整備、関係機関との連絡・調整を行うことで、発達が気になる子どもへの支援を行いました。また、児童発達支援センターのこどもサポート利用者の把握もしながら相談をすすめました。	相談件数 実 151件 延 186件		A			健康増進課
	1-1-1-4	青少年相談の充実	児童・生徒の暴力、非行、いじめ、不登校などに関する相談に応じ、関係機関との連携を密にして対応するよう相談体制の充実に努めます。	30年度と同様に、児童・生徒の暴力、非行、いじめ、不登校などに関する相談に応じ、関係機関との連携を密にして対応するよう相談体制の充実に努めます。	児童・生徒の暴力、非行、いじめ、不登校などに関する相談に応じ、関係機関との連携を密にして対応するよう、相談体制の充実に努めました。	相談件数4件		A			未来戦略推進室 （青少年センター）
	1-1-1-5 【新規】	利用者支援事業の充実	利用者支援事業（基本型）を子育て支援課内に設置し、既設の特定型（幼児保育課）と母子保健型（健康増進課）と一体的に連携して相談体制の充実に努めます。	引き続き、特定型（幼児保育課）と母子保健型（健康増進課）と連携して相談体制の充実に努めます。また利用者支援事業担当者連絡会を実施します。	利用者支援事業（基本型）を設置し、特定型（幼児保育課）と母子保健型（健康増進課）と連携して相談体制の充実を図りました。また利用者支援事業担当者連絡会を実施しました。	連携会議 1回開催		A			★子育て支援課 幼児保育課 健康増進課
② 子育て親子間づくりの支援	1-1-2-1	子育てサークルの育成	保育所での体験保育事業「らんらん」、公民館等での「すこやかグループ」活動など子育てサークルの育成を図るため、情報提供、活動場所の確保や出前講座などの開催を実施します。また、サークル間の情報交換や連携を深めるための交流会の実施を支援します。	保育所での体験保育事業「らんらん」、公民館等での「すこやかグループ」活動など子育てサークルの育成を図るため、情報提供、活動場所の確保や遊びのキャラバンなどの開催を実施します。また、サークル間の情報交換や連携を深めるための交流会を実施します。	保育所での体験保育事業「らんらん」1園、公民館等での「すこやかグループ」活動8グループを実施し、子育てサークルの育成を図りました。サークル支援として情報提供、活動場所の確保や地域交流事業を1回開催、遊びのキャラバンを13回実施しました。また、サークル同士の情報交換や連携を深めるための交流会を5回実施しました。	らんらん1園 すこやかグループ8 グループ地域交流 （情報の為中止） 遊びのキャラバン 13回 交流会5回		A			子育て支援課 （子育て支援センター）

施策の方向	施策番号	主な施策	今後の方向	令和元年度の取り組み・方向性	令和元年度実績	回数・人数	令和元年度評価				担当課
							S	A	B	C	
③ 子育て関連情報の提供体制の充実	1-1-2-2	つどいの広場の活用	子育て支援センターにおいて、乳幼児を持つ親の子育ての不安や負担感を軽減するため、つどいの広場を開催します。また、子育て支援センターへ参加しにくい親子のため、地域の公民館等でレッツゴーつどいを実施します。	子育て支援センターにおいて、乳幼児を持つ親の子育ての不安や負担感を軽減するため、つどいの広場を開催します。また、子育て支援センターへ参加しにくい親子のため、地域の公民館等でレッツゴーつどいを実施します。	子育て支援センターにおいて、乳幼児を持つ親の子育ての不安や負担感を軽減するため、つどいの広場を開催しました。 子育て支援センターへ参加しにくい親子のため、地域の公民館等でレッツゴーつどいを実施しました。(コロナウィルスの為、2月27日～3月24日まで中止)	つどいの広場 高砂 月・火・木 北部 水・金 計166回3,577人 レッツゴーつどい 月1回 計8回152人		A			子育て支援課 (子育て支援センター)
	1-1-3-1	情報誌等による情報の継続的な提供	子育てに関する情報誌「すこやか」「あそぼ」「子育てサークル紹介」「子育て応援情報」等を継続して発行します。	子育てに関する情報誌「すこやか」「あそぼ」「子育てサークル紹介」等を継続して発行します。	子育てに関する情報誌「すこやか」3回、「あそぼ」12回、「子育てサークル紹介」1回を発行しました。	すこやか3回 あそぼ12回 子育てサークル紹介1回		A			子育て支援課 (子育て支援センター)
	1-1-3-2	子育て支援サービスに関する情報提供の充実	子育てガイドや市ホームページ等で、子育て支援に関する様々な情報を提供します。	市ホームページ等で、子育て支援に関する様々な情報を提供します。また、子育てアプリ運用開始に向けて、調整を行います。	市ホームページ等で、子育て支援に関する様々な情報を提供しました。また市公式アプリ運用開始に向けて、調整を行い、令和2年1月から運用を開始しました。	—		A			子育て支援課
	1-2-1-1	地域子育てネットワーク事業の推進	地域団体を中心に高砂市地域子育て支援ネットワーク事業を推進し、子育て支援活動の充実や支援者等の裾野の拡充を図ります。	声かけ運動や見守り運動を通して、地域の支援体制の充実に取り組みます。	声かけ運動や見守り運動を通して、地域の支援体制の充実に取り組みました。	—		A			生涯学習課
	1-2-1-2	安全・安心のまちづくり活動の促進	P T A や自治会等の地域組織等が自主的に行う「子どもの登下校の見守り」や「パトロール」などの安全・安心のまちづくり活動の促進を図ります。	30年度と同様に、各地区青少年健全育成協議会が協力して園児、児童、生徒の登下校時に見守り活動を実施します。 市内各種団体が協力し、児童の登下校時に通学路での見守り活動等を実施します。 青色防犯パトロール車保有(管理)各課に対して、通常業務時における青色回転灯の点灯を促し、全庁的な青色防犯パトロール活動を発展継続していきます。	各地区青少年健全育成協議会が協力して園児、児童、生徒の登下校時に見守り活動を実施しました。 市内各種団体が協力し、児童の登下校時に通学路での見守り活動等を実施しました。 20台の青色防犯パトロール車を有効活用するため、強化月間を設け、通常業務時における青色防犯パトロール活動を推進しました。	市内10地区で年間を通して実施 1,415人 — 752回 1,256人		A			未来戦略推進室 (若者・青少年支援担当) 生涯学習課 危機管理室
2 子育てを支える地域コミュニティの育成 ① 子育てを支える地域の育成	1-2-1-3 再掲 (5-2-1-6)	ファミリー・サポート・センター事業の推進	ファミリー・サポート・センター事業の普及啓発活動を強化し、提供会員・依頼会員の登録数の増加を図ることにより、援助活動を充実します。	引き続き、ファミリー・サポート・センター事業の普及啓発活動を強化し、提供会員・依頼会員の登録数の増加を図ることにより、援助活動を充実します。	ファミリーサポートセンター事業活動を推進し、提供会員・依頼会員の登録数が増加しました。	依頼会員717人 提供会員102人 両方会員43人 計862人 活動回数1,610件		A			子育て支援課
	1-2-1-4	地域における子育て支援を担う人材育成	子育て支援センターが中心となり、子育てサークルの育成、支援の充実を図り、地域の子育てサークル等と連携により、地域の子育て力の向上を図ります。	子育て支援センターが中心となり、子育てサークルの育成、支援の充実を図ります。また、ママボランティア講座を開催し、子育て支援を担う人材を育成します。	子育てサークルの育成、支援を行いました。サークル交流会5回リーダー研修会1回を開催し、サークルリーダーの育成を図りました。また、ママボランティア講座を2回実施し、子育て支援の人材育成を図りました。	26グループ ママボランティア講座 年2回		A			子育て支援課 (子育て支援センター)

施策の方向	施策番号	主な施策	今後の方向	令和元年度の取り組み・方向性	令和元年度実績	回数・人数	令和元年度評価				担当課	
							S	A	B	C		
② 子育て拠点とした子育て支援の充実	1-2-2-1	子育て支援センターを核とした子育て支援の充実	子育て相談や情報提供事業、子育てサークル等のネットワーク化を図り、効果的な子育て支援が推進できる体制を整備します。 拠点となる子育て支援センターを核として、子育て家庭に関する支援の充実について、関係機関との連絡・調整をします。	子育て相談や情報提供事業、子育てサークル等のネットワーク化を図り、効果的な子育て支援が推進できる体制を整備します。 拠点となる子育て支援センターを核として、子育て家庭に関する支援の充実について、関係機関との連絡・調整をします。	子育て相談や情報提供事業、子育てサークル等のネットワーク化を図り、効果的な子育て支援が推進できる体制を整備しました。 拠点となる子育て支援センターを核として、子育て家庭に関する支援の充実について、保健センター、ファミリーサポートセンター等と子育て支援連絡会を開催し、情報交換・調整を行いました。	子育て・育児に関する相談99件 子育て支援連絡会5回（コロナウイルスの影響で1回中止）		A			子育て支援課 (子育て支援センター)	
	1-2-2-2	認定こども園・幼稚園・保育所を活用した地域支援の展開	地域に開かれた子育て支援拠点として、認定こども園・幼稚園・保育所において、地域のすべての子育て家庭を対象とした子育て相談や仲間づくり・交流事業を実施します。	引き続き、認定こども園や幼稚園において、地域に開かれた子育て支援拠点として子育て支援事業やふれあい保育をおこない、子育て相談や仲間づくり・交流事業を実施しながら子育て支援の充実を図ります。	認定こども園において、子育て支援事業を、幼稚園においてふれあい保育をおこない、子育て相談や仲間づくり・交流事業を実施しました。	認定こども園：321回（延1,257人参加） 幼稚園：49回（延711人参加）		A			幼児保育課	
3 子どもの健全育成	① 子どもの居場所づくり	1-3-1-1 再掲 (6-2-1-3)	放課後子ども総合プランの推進	「たかさご放課後子ども総合プラン行動計画」に基づき、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごす、学習や多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後子ども教室・学童保育所の充実と、一体的及び連携による実施などの取り組みを推進します。	放課後等に子どもが安心して活動できる場の確保のため、異学年や地域の大人との交流の場を増やすため「放課後子ども教室」を実施します。	放課後等に子どもが安心して活動できる場の確保し、異学年や地域の大人との交流の場を増やす「放課後子ども教室」を実施しました。	市内10小学校合計329回		A		生涯学習課	
		1-3-1-2	青少年仲間づくり事業の推進	将棋や工作教室、ハイキング、宿泊体験、工場見学等を通じて、他校区及び異年齢の青少年の交流を深め、こころ豊かな青少年の健全育成に努めます。また、高齢者とも交流する事業を始め、年齢を超えた仲間づくりを推進します。	30年度と同様に、将棋や工作教室、ハイキング、宿泊体験、工場見学等を通じて、他校区及び異年齢の青少年の交流を深め、こころ豊かな青少年の健全育成に努めます。	将棋や工作教室、ハイキング、宿泊体験、工場見学等を通じて、他校区及び異年齢の青少年の交流を深め、こころ豊かな青少年の健全育成に努めました。	工作教室1回15人 工場見学11回304人 サイエンスキャンプ1回8人		A		未来戦略推進室 (若者・青少年支援担当)	
		1-3-1-3	子ども会活動の活性化	子ども会が円滑に運営できるよう、活動への助成を行い、子ども会活動の活性化を図ります。	30年度と同様に、子ども会が円滑に運営できるよう、活動への助成を行い、子ども会活動の活性化を図ります。	子ども会が円滑に運営できるよう、活動への助成を行い、子ども会活動の活性化を図りました。	12事業実施参加者963人		A			未来戦略推進室 (若者・青少年支援担当)
	② 有害環境対策の充実	1-3-2-1	インターネット上の有害情報対策の推進	子どもたちがインターネット被害に遭わないようサイバーパトロールの実施に努めます。また、子どもが利用する携帯電話等のフィルタリング利用について、普及啓発に努めます。	30年度と同様に、子どもたちがインターネット被害に遭わないよう、子どもが利用する携帯電話等にはフィルタリングを保護者へ勧めるように、携帯インターネット接続業務提供事業者等に依頼を行います。 また、サイバーパトロールの実施に向けて努力します。	子どもたちがインターネット被害に遭わないよう、子どもが利用する携帯電話等へは保護者にフィルタリングを勧めるよう、携帯インターネット接続業務提供事業者等に依頼しました。	市内6事業者に依頼		A			未来戦略推進室 (青少年センター)
		1-3-2-2	情報モラル教育の推進	SNSやインターネット等に係るトラブルを防止するため、子どもの発達段階に応じ、情報を主体的に選択・活用できる能力の向上を図る教育を実施します。	SNSやインターネット等に係るトラブルを防止するため、子どもの発達段階に応じ、情報を主体的に選択・活用できる能力の向上を図る教育を実施します。	SNSやインターネット等に係るトラブルを防止するため、子どもの発達段階に応じ、情報を主体的に選択・活用できる能力の向上を図る教育を実施しました。	全16小中学校でSNSトラブル防止研修を実施		A			学校教育課

施策の方向	施策番号	主な施策	今後の方向	令和元年度の取り組み・方向性	令和元年度実績	回数・人数	令和元年度評価				担当課	
							S	A	B	C		
③ 地域における非行活動の推進	1-3-3-1	非行防止啓発活動の推進	広報車による呼びかけやパトロール、広報「みちびき」の発行、広域街頭補導時に啓発資料の配布を行うなどにより、非行防止のための啓発に努めます。	30年度と同様に、広報車による呼びかけやパトロール、広報「みちびき」の発行、広域街頭補導時に啓発資料の配布を行うなどにより、非行防止のための啓発に努めます。	広報車による呼びかけやパトロール、広報「みちびき」の発行、広域街頭補導活動時に啓発資料を配布するなど、非行防止のための啓発に努めました。	広報車による広報82回 広報「みちびき」2回発行		A			未来戦略推進室 (青少年センター)	
	1-3-3-2	青少年補導委員協議会活動の促進	各地区において、補導委員が非行防止のため、定期的に巡回を実施するなど、補導活動の充実に努めます。また、補導委員の資質の向上を図るため、計画的に研修会を実施します。	30年度と同様に、各地区において、補導委員が非行防止のため、定期的に巡回を実施するなど、補導活動の充実に努めます。また、補導委員の資質の向上を図るため、計画的に研修会を実施します。	補導委員が非行防止のため、定期的に地域巡回を実施するなど、積極的に補導活動に努めました。また、補導委員の資質の向上を図るため、計画的に研修会を実施しました。	補導委員による巡回1,417回 研修会3回実施		A			未来戦略推進室 (青少年センター)	
4 子育てにかかると経済的負担の軽減	① 各種の普及	1-4-1-1 再掲 (6-2-1-5)	家庭における生活の安定と、次代の社会を担う児童の健全な成長に資することを目的として児童手当を支給します。	30年度と同様に、家庭における生活の安定と、次代の社会を担う児童の健全な成長に資することを目的として児童手当を支給します。	家庭における生活の安定と、次代の社会を担う児童の健全な成長に資することを目的として児童手当を支給しました。	受給者6,582人 児童数11,302人		A			子育て支援課	
		1-4-1-2	子どもに関する医療費の助成	中学3年生までの児童の医療費と高校生等の入院に係る医療を無料とし、保護者の経済的負担を軽減します。(高校生等は所得制限あり)	30年度と同様に、中学3年生までの児童の医療費と高校生世代の入院時一部負担金を無料とし、保護者の経済的負担を軽減します。	中学3年生までの児童の医療費と高校生世代の入院時一部負担金を無料とし、保護者の経済的負担を軽減しました。	12,086人		A		国保医療課	
		1-4-1-3	養育医療費の助成	入院による養育が必要な未熟児を対象として、医療費の一部負担金及び入院時食事療養費の給付を行います。	入院による養育が必要な未熟児を対象として、医療費の一部負担金及び入院時食事療養費の給付を行います。	入院による養育が必要な未熟児を対象として、医療費の一部負担金及び入院時食事療養費の給付を行いました。	13人		A		健康増進課	
		1-4-1-4 再掲 (6-2-1-5)	就学前教育・保育施設利用者負担の軽減	低所得世帯等や多子世帯の認定こども園・幼稚園・保育所の利用者負担の軽減を行います。	引き続き、低所得世帯等や多子世帯の認定こども園・幼稚園・保育所の利用者負担の軽減を行います。	低所得世帯等や多子世帯に対して保育料の負担軽減を実施しました。	—		A		幼児保育課	
		1-4-1-5 再掲 (6-2-1-6)	学童保育所保育料の軽減	低所得世帯を対象に保育料の軽減を行います。また、制度の啓発に努めます。	引き続き低所得世帯を対象に保育料の軽減を行います。また、制度の啓発に努めます。	保護者の経済的負担を配慮し、保育料軽減を行いました。また、制度の啓発に努めました。	—		A		子育て支援課	
		1-4-1-6 再掲 (6-2-1-7)	小・中学校就学援助制度	経済的理由により就学困難な市立小・中学校に在籍する児童・生徒の保護者に対して、就学費用の一部を援助します。	経済的理由により就学困難な市立小・中学校に在籍する児童・生徒の保護者に対して、就学費用の一部を援助します。	経済的理由により就学困難な市立小・中学校に在籍する児童・生徒の保護者に対して、就学費用の一部を援助しました。	小779人 中401人		A		学務課	
		1-4-1-7 再掲 (6-2-1-8)	高等学校奨学金の給付	経済的理由により高等学校への修学が困難な生徒に対して奨学金を支給し、教育の機会均等を図ります。	経済的理由により高等学校への修学が困難な生徒に対して奨学金を支給し、教育の機会均等を図ります。	経済的理由により高等学校への修学が困難な生徒に対して奨学金を支給し、教育の機会均等を図りました。	116人		A		学務課	
	② 障がい児を家庭の経済的負担の軽減	1-4-2-1 再掲 (6-3-3-3)	特別児童扶養手当の給付	身体または精神に障がいのある児童を養育している保護者に手当を給付します。	身体または精神に障がいのある児童を養育している保護者に手当を給付します。	身体又は精神に障がいのある児童を養育している保護者に手当を給付しました。	受給者 216人 対象児童 239人		A			子育て支援課
		1-4-2-2 再掲 (6-3-3-4)	障害児福祉手当等の給付	日常生活に常時介護を必要とする在宅障がい児等に手当を給付します。	日常生活に常時介護を必要とする在宅障がい児等に手当を給付します。	日常生活に常時介護を必要とする在宅障がい児等に手当を給付しました。	12回48人		A			障がい・地域福祉課
		1-4-2-3 再掲 (6-3-3-5)	障害者医療費の助成	重度障がい児を対象に、医療費に係る一部負担金の助成を行います。(所得制限あり)	30年度と同様に、重度障がい児を対象に、医療費に係る一部負担金の助成を行います。	重度障がい児を対象に、医療費に係る一部負担金の助成を行いました。	1,959人		A			国保医療課

施策の方向	施策番号	主な施策	今後の方向	令和元年度の取り組み・方向性	令和元年度実績	回数・人数	令和元年度評価				担当課
							S	A	B	C	
	1-4-2-4 再掲 (6-3-3-6)	育成医療費の給付	18歳未満の身体障がい児が、その障害を除去又は軽減し生活能力を得るための治療に要する医療の給付を行います。	18歳未満の身体障がい児が、その障害を除去又は軽減し生活能力を得るための治療に要する医療の給付を行います。	18歳未満の身体障がい児が、その障害を除去又は軽減し生活能力を得るための治療に要する医療の給付を行いました。	3人		A			障がい・地域福祉課

【基本目標2】親と子の心と体の健康づくり

施策の方向	施策番号	主な施策	今後の方向	令和元年度の取り組み・方向性	令和元年度実績	回数・人数	令和元年度評価				担当課
							S	A	B	C	
1 妊産婦・乳幼児に関する切 ①安心して妊娠・出産ができる体制の整備	2-1-1-1	子育て世代包括支援センターの設置	母子保健や育児に関する様々な問題や課題に円滑に対応するため、「子育て世代包括支援センター」を保健センター内に設置し、妊娠期から子育て期における切れ目のない支援をしていきます。	母子保健や育児に関する様々な問題や課題に円滑に対応するため、妊娠期から子育て期における切れ目のない支援をして子育て世代包括支援センターを運営していきます。	母子保健や育児に関する様々な問題や課題に円滑に対応するため、妊娠期から子育て期における切れ目のない支援を関係機関と連携して実施しました。	—		A			健康増進課
	2-1-1-2	利用者支援事業（母子保健型）	母子健康手帳の交付時等に保健師等がアンケートを実施し、必要に応じて子育て応援プランを作成します。そのプランに基づき、保健師等が専門的な見地からの支援を行い、関係機関と連携して支援していきます。	妊婦全員に保健師、助産師が面接を行い、ハイリスク者には必要に応じて支援プランを作成し、関係機関と連携し切れ目のない支援を行います。	母子健康手帳交付、妊婦健康診査費助成券交付した妊婦全員について保健師、助産師が面接を行いました。ハイリスク者には必要に応じて支援プランを作成し支援を実施しました。妊婦全員についてケースカンファレンスを行い、今後の支援を検討し必要者には関係機関と連携し継続した支援を実施しました。	700-対象者401人		A			健康増進課
	2-1-1-3	妊婦健康診査費助成事業の推進	疾病及び異常を早期発見するとともに、疾病の予防や支援を行うことにより妊婦の健康増進を図るため、妊娠全期間を対象に規定の回数、妊婦健康診査費の一部を助成します。	疾病及び異常を早期発見するとともに、疾病の予防や支援を行うことにより妊婦の健康増進を図るため、今年度から助成額を増額し妊娠全期間を対象に、規定の回数、妊婦健康診査費の一部を助成します。	疾病及び異常を早期発見するとともに、疾病の予防や支援を行うことにより妊婦の健康増進を図るため、今年度から助成額を増額し妊娠全期間を対象に、規定の回数、妊婦健康診査費の一部を助成しました。	交付数：656人		A			健康増進課
	2-1-1-4	妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保と不妊への支援	医療と保健が連携した「養育支援ネット」の体制を充実します。また不妊相談については県の不妊専門総合相談や特定不妊治療費助成事業を案内します。	医療と保健が連携した「養育支援ネット」の体制を充実します。不妊については、特定および一般不妊および不育症治療費助成事業を実施し、事業の広報をし、相談に応じていきます。	医療と保健が連携した「養育支援ネット」の体制を充実し、医療との連絡を密に行いました。不妊については、特定および一般不妊および不育症治療費助成事業を実施し、事業の広報をし、相談に応じました。	養育支援ネット：受付60件		A			健康増進課
	2-1-1-5	不妊・不育への支援	特定・一般不妊治療及び不育症治療に要する費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。また不妊相談については県の不妊専門総合相談や県実施の特定不妊治療費助成事業を案内します。	特定・一般不妊治療及び不育症治療に要する費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。	特定・一般不妊治療及び不育症治療に要する費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図りました。	特定不妊治療84件・一般不妊治療114件、不育症治療5件		A			健康増進課
	2-1-1-6	プレマサロンの開催	妊婦を対象に妊娠中の不安や心配を解消するため保健師・助産師・管理栄養士・歯科衛生士・心理士等による相談支援、ミニ健康教育、妊婦同士の交流、仲間づくりを行います。	H29.7より月1回妊婦を対象に不安や心配を解消するため、保健師・助産師・歯科衛生士・管理栄養士、心理士等による相談支援、ミニ健康教育、妊婦同士の交流・仲間づくりを行います。	月1回妊婦を対象に不安や心配を解消するため、保健師・助産師・歯科衛生士・管理栄養士、心理士等による相談支援、ミニ健康教育、妊婦同士の交流・仲間づくりを行いました。	11回 27人		A			健康増進課

施策の方向	施策番号	主な施策	今後の方向	令和元年度の取り組み・方向性	令和元年度実績	回数・人数	令和元年度評価				担当課
							S	A	B	C	
② 乳幼児の健康と不安解消	2-1-1-7【新規】	産後ケア事業の実施	宿泊型・通所型は出産後の家族等からの支援を受けられず、育児や健康上の不安がある方を対象に、訪問型は出産後に助産師による乳房ケアや育児相談を必要とする方を対象とし、お母さんと赤ちゃんの新生活を支援します。	今年度より双生児以上の多胎児加算を委託料につまあげ、利用者の負担の軽減を図りました。助産所における通所型利用する場合昨年度は1日だけであったが半日（午前か午後）も選択できるようにしました。訪問型については継続して実施していきます。	今年度より双生児以上の多胎児加算を委託料につまあげ、利用者の負担の軽減を図りました。助産所における通所型利用する場合昨年度は2日だけであったが半日（午前か午後）も選択できるようにしました。訪問型については希望日に利用できるよう手配しました。	宿泊型：1人 訪問型：30件（20人）		A			健康増進課
	2-1-2-1	乳児家庭全戸訪問事業の充実	母子保健推進員などが、生後4か月未満の赤ちゃんのいる家庭に訪問し、子育てに役立つ情報と予防接種手帳とプロフィールファイルたかさごを提供します。	母子保健推進員などが生後4か月未満の赤ちゃんのいる家庭に訪問し、子育てに役立つ情報と予防接種手帳、プロフィールファイルたかさごを提供します。また、支援が必要な家庭には適切なサービス提供につなげます。	母子保健推進員などが生後4か月未満の赤ちゃんのいる家庭に訪問し、子育てに役立つ情報と予防接種手帳、プロフィールファイルたかさご（配布方法のため、R1.10月前か午後のお子さんまで）を提供しました。また、要支援の家庭には地区担当保健師等が支援しました。	568人		A		健康増進課	
	2-1-2-2	ひだまりサロンの充実	1歳未満の乳児と保護者を対象に、親の不安や心配を解消するため、保健師・助産師・歯科衛生士・管理栄養士等による相談支援、ミニ健康教室、保護者の交流・仲間づくりを行います。	1歳未満の乳児と保護者を対象に、親の不安や心配を解消するため、保健師・助産師・歯科衛生士・管理栄養士等による相談支援、ミニ健康教室、保護者の交流・仲間づくりを行います。	1歳未満の乳児と保護者を対象に、保健師・助産師・歯科衛生士・管理栄養士等による相談支援、ミニ健康教室を通して、親の不安・心配の解消や、保護者の交流・仲間づくりを行いました。	10回660人		A		健康増進課	
	2-1-2-3	乳児保健相談、10カ月児、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査の実施	定期的実施している健康診査への受診を促進するとともに、あわせて育児相談を行う等、子どもの心身の健やかな成長を支援します。	定期的実施している健康診査への受診を促進するとともに、育児相談を行う等、子どもの心身の健やかな成長を支援するため、乳児保健相談、10カ月児、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査の実施します。	乳児保健相談、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査については、集団健診で、10か月児健康診査については、個別健診として列年どおり実施し、乳幼児の健康保持と保護者の育児不安の解消に努めました。	乳児保健相談 12回 1.6か月児健康診査・3歳児健康診査 各11回		A		健康増進課	
	2-1-2-4	乳幼児相談（電話・面接・家庭訪問）の充実	乳幼児の親の不安や心配を解消するため、相談体制を充実します。	妊婦や乳幼児の保護者の不安や心配を解消するため、相談体制を充実します。	乳幼児相談窓口の周知として、今年度は高砂市のアプリ「たかさごナビ」にも掲載し、相談体制を充実させました。	—		A		健康増進課	
	2-1-2-5	5歳児相談の実施	年度中に5歳を迎える子どもの保護者を対象に相談支援を行い、安心して就学を迎えることができるよう支援します。また、必要に応じて専門相談機関を紹介しします。	5歳児となる保護者を対象に、安心して就学を迎えられるよう引き続き相談支援を行います。	5歳児となる保護者を対象に、安心して就学を迎えられるよう引き続き相談支援を行いました。また、必要に応じて専門相談機関を紹介しました。	配布数735人回収数725人		A		健康増進課	
	2-2-1-1	児童・生徒に対する保健・健康教育の推進	中学生を対象に、保健体育の時間等を活用した性教育や薬物乱用防止教育等を計画的に行います。	保健学習において、性教育や薬物乱用防止教育を年間指導計画に位置付けて実施します。	中学生を対象に、保健学習において性教育や薬物乱用防止教室を年間指導計画に位置付けて実施しました。	全6中学校で実施		A		学校教育課	
	2-2-1-2	未成年の喫煙・飲酒防止のための啓発	未成年の喫煙防止、飲酒防止に向けた啓発を行います。	アンケートに基づき健康増進計画の中間評価を行い、未成年の喫煙防止、飲酒防止に向けた啓発を行います。	アンケートの中間評価を行い、兵庫県の受動喫煙防止条例の周知度や妊婦で喫煙や飲酒をした人の割合、中学生で喫煙経験のある人の割合に改善傾向がみられました。それぞれの目標値の達成に向けて、兵庫県など各部署からの最新の媒体を活用し、啓発活動を実施しました。	—		A		健康増進課	

施策の方向	施策番号	主な施策	今後の方向	令和元年度の取り組み・方向性	令和元年度実績	回数・人数	令和元年度評価				担当課
							S	A	B	C	
の向 充 け た ②こ こ ろ の 問 題 に 関 する 相 談 支 援 の 充 実	2-2-2-1 再掲 (6-2-1-9)	スクールカウンセラーの配置	小中学校にスクールカウンセラーを配置し、児童・生徒・保護者等からの相談にあたります。	小中学校にスクールカウンセラーを配置し、児童生徒、保護者、教職員等からの相談に適切に対応します。	小中学校にスクールカウンセラーを配置し、児童生徒、保護者、教職員等からの相談に応じました。	全16小中学校で実施		A			学校教育課
	2-2-2-2 再掲 (6-2-1-10)	教育相談の充実	保護者、スクールカウンセラー、県が配置するスクールソーシャルワーカーや専門の相談機関との連携を図り、子どもの様々な悩みに対して相談支援体制を充実します。	子どもや保護者の様々な悩みに対応するために、スクールカウンセラーが相談に乗ったり、6中学校区に配置したスクールソーシャルワーカーや市、県の関係機関と連携したりして、教育相談体制を充実させます。	子どもや保護者の様々な悩みに対応するために、スクールカウンセラーが相談に乗ったり、6中学校区に配置したスクールソーシャルワーカーや市、県の関係機関と連携しました。	全16小中学校で実施		A			学校教育課
3 食 育 の 推 進	2-3-1-1	食生活に関する知識の普及・啓発	離乳食の実習（もぐもぐの会）や親子での調理実習（とんとんコトコトの会）など、体験実習や育児相談の場を設け、「食」への関心を高め、食育について考える機会を提供します。	離乳食の実習（もぐもぐの会）や親子での調理実習（とんとんコトコトの会）など、体験実習や育児相談の場を設け、「食」への関心を高め、食育について考える機会を提供します。	離乳食の調理実習は年5回実施。親子の調理実習は年4回実施し、うち2回は休日に開催しました。もぐもぐ平均12人/回（うち、託児利用人/8回）、とんとん平均20人/回。	もぐもぐ5回60人（保育利用44人）とんとん4回78人		A			健康増進課
	2-3-1-2	学校・園における「食」に関する学習や体験の推進	認定こども園・幼稚園・保育所・学校において、発達段階に応じた、調理実習や食に関する学習、情報提供を推進します。	今後とも園児の年齢に応じた調理実習や様々な体験を通して食育を推進します。	園児の年齢に応じた調理実習や野菜等の栽培、体験を通して食育の推進を行いました。	—		A			幼児保育課
				今後とも野菜や米の栽培や弁当・給食指導を通して「食」への関心や「命」あるものへの敬意、感謝の心を育む取組を継続します。	野菜や米の栽培や弁当・給食指導を通して「食」への関心や「命」あるものへの敬意、感謝の心を育む取組を推進しました。	全校園で実施		A		学校教育課	
	2-3-1-3	給食における食育の推進	認定こども園・幼稚園・保育所・学校給食に、地産地消、伝統料理・行事食を取り入れます。	今後とも保育所等給食にて地産地消に取り組みながら、食育の啓発を図ります。	保育所等給食にて地産地消、伝統料理・行事食を取り入れた食育の啓発を行いました。	—		A			幼児保育課
				引き続き、学校給食に地産地消、伝統料理・行事食を取り入れ、給食を通して「食育」の啓発を図ります。	地元の食材を可能な限り使用しました。献立に伝統料理・行事食を取り入れ実施しました。		A		学務課		
	2-3-1-4	保護者への食育の啓発	保護者への資料配付により、子どもや各家庭へ「食育」の重要性について啓発を図ります。	今後とも食育に関することなどを園だより、給食だより等に掲載し、積極的に食育に関する情報を発信していきます。	食育に関すること等を園だより、給食だより等に掲載し、積極的に食育に関する情報を発信しました。	—		A			幼児保育課
今後とも市の家庭学習啓発資料や小学校の給食だよりや学校園便り等を通じて食育の重要性についての啓発を図ります。				市の家庭学習啓発資料や給食便り、園・学校だより等を等により「食育」の重要性についての啓発を図りました。	全園・全小中学校で実施		A		学校教育課		
4 小 児 医 療	①地 域 医 療 の 充 実	2-4-1-1	小児保健医療水準を維持・向上させるための環境整備	新生児死亡・乳児死亡・不慮の事故死亡が起こらないよう事故防止の健康教育を実施します。また、「子どもの急病対応ガイドブック」を配布し、軽症患者の安易な時間外受診の抑制を図ります。	新生児死亡・乳児死亡・不慮の事故死亡が起こらないよう事故防止の健康教育を実施します。また、「子どもの急病対応ガイドブック」を配布し、軽症患者の安易な時間外受診の抑制を図ります。	乳幼児健診で子ども急病対応ガイドブックを配布。東播磨圏域小児救急医療電話相談の啓発を行いました。	随時		A		健康増進課
		2-4-1-2	かかりつけ医の体制整備	日常的に相談でき、緊急の場合にも対処してくれる「かかりつけ医師」「歯科医師」をもつよう啓発します。	日常的に相談でき、緊急の場合にも対処してくれる「かかりつけ医師」「歯科医師」をもつよう啓発します。	乳幼児から高齢者までの健（検）診時に「かかりつけ医」「かかりつけ歯科医」をもつよう啓発しました。	—		A		健康増進課

施策の方向	施策番号	主な施策	今後の方向	令和元年度の取り組み・方向性	令和元年度実績	回数・人数	令和元年度評価				担当課
							S	A	B	C	
② 救急医療体制の充実	2-4-2-1	一次救急医療の充実	医師会等の協力を得て、夜間急病センター、休日・祝日等の救急医療体制を整備・充実します。	医師会等の協力を得て、夜間急病センター、休日・祝日等の救急医療体制を整備・充実します。	医師会等の協力を得て、夜間急病センター、休日・祝日等の救急医療体制を整備・充実しました。	—		A			健康増進課
	2-4-2-2	二次救急医療の充実	初期救急医療機関からの転送患者や救急車からの搬送患者に対する医療を行う二次救急体制、施策を充実します。	初期救急医療機関からの転送患者や救急車からの搬送患者に対する医療を行う二次救急体制、施策を充実します。	初期救急医療機関からの転送患者や救急車からの搬送患者に対する医療を行う二次救急体制、施策を充実しました。	—		A			健康増進課

【基本目標3】子どもの健やかな成長に向けた教育・保育の充実

施策の方向	施策番号	主な施策	今後の方向	令和元年度の取り組み・方向性	令和元年度実績	回数・人数	令和元年度評価				担当課
							S	A	B	C	
1 幼児教育・保育の一体的提供と質の向上	① 認定こども園への移行促進	3-1-1-1 市立幼稚園・保育所の認定こども園への移行	幼保一体化施設をはじめ、市立幼稚園・保育所について、幼保連携型認定こども園への移行を推進します。	曾根、米田地区の認定こども園移行に向け関係課と協議をしながら保護者、地域に対し説明を行い合意形成を図りつつ整備工事を進めます。	曾根、米田地区について、保護者、地域に対し説明を行い、合意形成を図りつつ整備工事を進めました。	—		A			幼児保育課
				引き続き職員への移行への意識づけ、保護者への説明を計画的に行います。	幼児保育課と連携し、職員に対して移行への意識づけ、保護者への説明を計画的に実施しました。	曾根、米田幼稚園で実施	A			学校教育課	
	3-1-1-2 私立保育所の認定こども園への移行促進	私立保育所に対して、助成制度を活用し、保育所型認定こども園や幼保連携型認定こども園への移行を促進します。	引き続き私立施設に関しても認定こども園へ移行促進していきます。	私立施設1か所が認定こども園（保育所型）へ移行しました。	—	S				幼児保育課	
	3-1-2-1 保育士の確保	兵庫県保育士・保育所支援センターや県の保育士人材確保研修等事業、ハローワークの潜在保育士マッチング事業等を通じ、また保育士就職相談会等を開催し、保育士資格を持つ人材の確保に努めます。	保育士が確保できるよう、新たな施策を検討し、確保策を進めていきます。	保育士確保に向けた認定こども園説明会を実施しました。	1回		A			幼児保育課	
	② 幼児教育の向上	3-1-2-2 幼児教育・保育従事者の資質の向上	年間の研修計画を作成し、資質の向上につながるような各種研修を実施し、人材の育成に努めます。 また、子どもたちの健やかな育ちを等しく保障していくため、幼稚園教諭、保育士、保育教諭による合同研修、人事交流などを推進します。	引き続き、年間研修計画に基づき、各種研修を実施し、また幼稚園教諭、保育士、保育教諭の合同研修及び新任研修等を実施するなど資質の向上に努めます。	年間研修計画に基づき、幼稚園教諭、保育士、保育教諭の合同研修及び新任研修等を実施し、資質の向上に努めました。	16回 延べ427人参加		A			幼児保育課
				子どもたちの健やかな育ちを等しく保障していくため、幼稚園教諭、保育士、保育教諭による合同研修をし、研修での学びを実践に生かすよう意識づけていきます。	子どもたちの健やかな育ちを等しく保障するため、幼稚園教諭、保育士、保育教諭による合同研修を実施し、実践の充実に繋げるよう意識づけました。	全園で実施	A			学校教育課	
	3-1-2-3 地域とともにある幼児教育・保育施設の推進	地域とともにある幼児教育・保育施設の推進	地域の人々や団体等と連携を図り、工夫をしながら、地域に開かれた特色ある幼児教育・保育施設づくりを推進します。	今後地域の人々や団体等と連携を図り、工夫をしながら、地域に開かれた特色ある幼児教育・保育施設づくりを推進します。	地域の人々や団体等と連携を図り、農業体験や料理教室など、地域に開かれた特色ある幼児教育・保育施設づくりを推進しました。	全園で実施		A			幼児保育課
				今後地域とのつながりを大切にしながら、様々な人材を紹介してもらい、ゲストティーチャーとして迎え、教育・保育内容の充実を図ります。	地域の人材をゲストティーチャーとして迎え、教育・保育内容の充実に取り組みました。	全園で実施	A			学校教育課	

施策の方向	施策番号	主な施策	今後の方向	令和元年度の取り組み・方向性	令和元年度実績	回数・人数	令和元年度評価				担当課	
							S	A	B	C		
	3-1-2-4	幼児教育・保育施設の改善・整備	老朽化した幼稚園・保育所の改築、地域に開かれた施設として多様なニーズに対応できるよう幼児教育・保育施設を整備します。	曾根、米田地区の認定こども園移行に向け関係課と協議をしながら保護者、地域に対し説明を行い合意形成を図りつつ整備工事をすすめます。	曾根、米田地区について、保護者、地域に対し説明を行い、合意形成を図りつつ整備工事を進めました。	—		A			幼児保育課	
2 生きる力を育む学校教育の推進	① 幼小中連携、小中一貫教育の推進	3-2-1-1	幼児教育・保育と小中学校の連携	認定こども園、幼稚園、保育所と小中学校との円滑な接続のため、積極的な連携を図ります。	今後もジョイントカリキュラムを活用するとともに、小学校体験入学等の交流行事を通して、円滑な接続を図るために、積極的に連携を進めます。	小学校との円滑な接続のために、ジョイントカリキュラムによる実践や小学校体験入学を行う等、積極的な連携を推進しました。	全園で実施		A			学校教育課
		3-2-1-2	小中一貫教育・連携教育の推進	高砂小・中学校において実施している小中一貫教育を充実させるとともに、その成果を踏まえて、「高砂市小中一貫教育」を推進します。	今後も全市的に「高砂市小中一貫教育」に取り組む、子どもたちの「まなぶ力」「あたたかい心」の育成に取り組めます。	全市的に「高砂市小中一貫教育」に取り組む、子どもたちの「まなぶ力」「あたたかい心」の育成を図りました。	全6中学校ブロックで実施		A			学校教育課
	3-2-2-1	確かな学力の育成	指導方法の工夫や改善を行いながら、すべての子ども一人ひとりに「わかる・できる喜びと学ぶ楽しさ」を実感させる学習指導を行うとともに、主体的に取り組む態度を育み、「確かな学力」を育成します。	今後も各校の課題に応じた学力向上取組計画書を作成するとともに、全市的にも計画的・組織的に確かな学力を育むために取り組みます。	各校の課題に応じた学力向上取組計画書を作成し個に応じた指導を行いました。全市的にも計画的・組織的に確かな学力を育む取組を進めました。	全16小中学校で実施		A			学校教育課	
	3-2-2-2	道徳教育の推進	生命を大切にする心や他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識等の道徳性を身に付けられるよう、道徳教育推進教師を中心に道徳教育の充実を図ります。	今後も道徳授業研修会や道徳実践の実施を組織的に進め、児童生徒の道徳性や豊かな心を育む取組を進めます。	道徳授業研修会や全ての教育活動における道徳実践力の向上を目指した教育を組織的に進め、児童生徒の道徳性や豊かな心の伸長に努めました。	全16小中学校で実施		A			学校教育課	
	3-2-2-3	体験活動の推進	環境体験学習、自然学校、野外活動、社会奉仕体験、福祉体験、トライやる・ウィーク等、子どもの発達段階に応じた体験活動を取り入れ、様々な体験を通して、豊かな感性や創造性、社会性などを育成します。	子どもの発達段階に応じた体験活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、社会性や自主的・実践的な態度を育成します。	子どもの発達段階に応じた体験活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、社会性や自主的・実践的な態度の育成に取り組ましました。	全16小中学校で実施		A			学校教育課	
	3-2-2-4	暴力行為等への対応の充実	暴力行為、万引き等の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応のため、生徒指導・教育相談を充実します。	小・中学校ごとに生徒指導担当者及び関係機関の参加による会議を定期的に行い、情報交換や事例検討会による未然防止に資する取組を進めます。	小・中学校ごとに生徒指導担当者及び関係機関の参加による会議を定期的に行い、情報交換や事例検討会による未然防止に資する取組を進めました。	全16小中学校で実施		A			学校教育課	
					30年度と同様に、警察、東播少年サポートセンター等関係機関と連携し、児童生徒の非行防止、早期発見・早期対応を図ります。	暴力行為、万引き等の問題行動の未然防止や早期発見・早期対応に取組んでもらうために、生徒指導・教育相談の充実を努めました。	—		A			未来戦略推進室 (青少年センター)
	② 「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育む学校教育の推進	3-2-2-5	いじめへの対応の充実	「悩み相談シート」や「生活アンケート」を活用して早期発見・早期対応に努めるとともに、「いじめ防止基本方針」に従って、インターネットやソーシャルメディアにおけるトラブルも含め、いじめ防止対策を推進します。	「悩み相談シート」や「生活アンケート」を活用して、いじめの早期発見、早期対応に努めるとともに、「いじめ防止基本方針」に従って、情報モラル教育や道徳教育をはじめとする教育活動全体を通していじめ防止対策を推進します。	「悩み相談シート」「生活アンケート」により、いじめの早期発見、早期対応に努めるとともに、「いじめ防止基本方針」に則り、情報モラル教育や道徳・人権教育はもとより教育活動全体の中で、いじめ防止対策を推進しました。	全16小中学校で実施		A			★学校教育課 未来戦略推進室 (青少年センター)

施策の方向	施策番号	主な施策	今後の方向	令和元年度の取り組み・方向性	令和元年度実績	回数・人数	令和元年度評価				担当課
							S	A	B	C	
③ 地域とも ある学校 づくりの 推進	3-2-2-6	不登校対策の充実	スクールカウンセラー、適応指導教室、関係機関が連携して、不登校の未然防止、早期発見・早期対応に努め、不登校ゼロをめざすとともに、登校を支援します。	今後もスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、適応指導教室、関係機関が連携して、不登校の未然防止、早期発見・早期対応に努め、不登校ゼロをめざすとともに、登校を支援します。	教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、適応指導教室、関係機関等が連携して個に応じた支援を行い、不登校の未然防止、早期発見・早期対応に努めました。	全16小中学校で実施		A			学校教育課
	3-2-2-7	体力の向上の取り組みの推進	運動・スポーツ活動の楽しさや喜びを実際に体験することにより、子どもたちが積極的に運動に親しむ意欲を養い、体力・運動能力の向上を図ります。	小学校では「運動大好きGOGOプラン」を作成し、教育活動全体を通じて体力向上に取り組み、中学校では体育授業やクラブ活動を通して体力・運動能力の向上を図ります。	小学校では「運動大好きGOGOプラン」を作成し、教育活動全体を通じて体力向上に取り組み、中学校では体育授業やクラブ活動を通して体力・運動能力の向上を図りました。	全16小中学校で実施		A			学校教育課
	3-2-2-8	乳幼児とのふれあい体験の推進	トライやる・ウィークや総合的な学習の時間等の体験を生かし、中学生が乳幼児とのふれ合う時間を充実させ、次代の親の育成を図ります。	トライやるウィークや家庭科、総合的な学習の時間等での体験活動を通して、将来の親としての意識を高めます。	トライやるウィークや家庭科、総合的な学習の時間等での体験活動を通して、将来の親としての意識を高めました。	全6中学校で実施		A			学校教育課
	3-2-3-1	学校評価システムの導入	学校評議員制度を活用し、教育活動の実施状況やその成果を情報提供し、意見等を取り入れて、教育活動の改善を図ります。	学校評議員制度を活用し、学校評価をもとにして学校の取組の検証を行う等、家庭や地域と連携協力して、教育活動の改善を図ります。	学校評議員制度を活用し、学校評価をもとにして取組の検証を行う等、家庭や地域と連携・協力して、教育活動の改善を図りました。	全16小中学校で実施		A			学校教育課
	3-2-3-2	家庭、地域と連携した特色ある教育活動の推進	「総合的な学習の時間」や学校行事等に保護者や地域の人を指導ボランティアとして招くなど、特色ある教育活動を推進します。	オープンスクールや行事等で、地域人材や保護者等をゲストティーチャーとして学校に招いて授業を行う等、特色ある教育活動を推進します。	オープンスクールや行事等で、地域人材や保護者等を指導ボランティアとして学校に招く等、特色ある教育活動を推進しました。	全16小中学校で実施		A			学校教育課
	3-3-1-1	みのり会館事業の推進	人権が大切にされる地域づくりと子どもの健全育成を図るため、児童・生徒の書道講座を通じての交流事業、自主学習のため図書室の開放を実施します。	人権が大切にされる地域づくりと子どもの健全育成を図るため、児童・生徒の書道講座を通じての交流事業、自主学習のため図書室の開放など隣保館の有効な活用に努めます。	人権が大切にされる地域づくりと子どもの健全育成を図るため、書道講座の実施と自主学習のための図書室の開放を行いました。	書道講座の実施 78回 図書室の利用 862人		A			みのり会館
	3-3-1-2	スポーツ・レクリエーション活動の推進	地域や各種団体等と連携・協働し、多くの子どもが運動、遊びを楽しむことのできる機会の充実に努めます。	小学生対象の柔道、少林寺拳法、相撲、陸上、バレーボールの教室各30回実施します。また、親子体力測定会についても継続して実施します。	小学生対象の柔道、少林寺拳法、相撲、バレーボールの教室を各27回、陸上教室は30回実施しました。また、親子体力測定を実施し、親子で体を動かし楽しむ機会を提供しました。	柔道・少林寺拳法・バレーボール教室各27回及び陸上教室30回で2,391人の参加、親子体力測定会で16組の参加		A			文化スポーツ課
	3-3-1-3	平和教育事業の推進	広く市民・児童を対象とした平和教育事業を推進します。	あいぼつとにおいて原爆写真展を継続して実施します。	あいぼつとにおいて原爆写真展を実施しました。	1回・180人		A			総務課
3-3-1-4	姉妹都市との交流事業の推進	ラトロープ市との交流事業を実施し、友好親善を深めるとともに、青少年の国際理解を深め、国際交流協力を貢献できる人材の育成を図ります。	ラトロープ市から親善大使の受入を行い、国際理解を深めます。	ラトロープ市と協議しながら、親善大使受入の準備を行いました。ラトロープ市側の都合により、今年度中の派遣が困難となり、次年度に延期することとなりました。	0人			B		文化スポーツ課 (国際交流協会)	

施策の方向	施策番号	主な施策	今後の方向	令和元年度の取り組み・方向性	令和元年度実績	回数・人数	令和元年度評価				担当課
							S	A	B	C	
①体験・交流活動の機会や場の充実	3-3-1-5	工場見学・ものづくり体験情報の提供	子どもの「ものづくり」に対する意識向上と理解を深めるため、歴史や文化を学びながら、ものづくり体験、見学ができる工場の工場見学情報を提供します。	子どもの「ものづくり」に対する意識向上と理解を深めるため、歴史や文化を学びながら、ものづくり体験、見学ができる工場の工場見学情報を提供します。	子どもの「ものづくり」に対する意識向上と理解を深めるため、歴史や文化を学びながら、ものづくり体験、見学ができる工場の工場見学情報を提供しました。	観詰book及び東播磨ツーリズムマップへ工場見学情報記載 工場見学人数 三菱日立パワーシステムズ2,212人 キッコーマン 4,341人 サントリー-3,835人		A			産業振興課
	3-3-1-6	料理教室の実施	漁村ならではの家庭料理や郷土料理などを知ってもらうため、市内で水揚げされた魚・海産物を使用した料理教室の場を提供します。	漁村ならではの家庭料理や郷土料理などを知ってもらうため、市内で水揚げされた魚・海産物を使用した料理教室の場を提供します。また併せて市内の漁業と地球環境保全に関する講習を行います。	漁村ならではの家庭料理や郷土料理などを知ってもらうため、市内で水揚げされた魚・海産物を使用した浜の母ちゃん料理教室の場を提供しました。また併せて市内の漁業と地球環境保全に関する講習を行いました。	22回896人		A			産業振興課
	3-3-1-7	エコ教室事業の推進	環境保全に対する認識と理解を深めるための学習機会を充実します。	過年度と同様に、エコ教室サポートガイド事業に掲げる環境啓発事業や、地域の環境に直接触れ合う環境学習啓発推進事業を実施し、次世代を担う子ども達へ環境保全の意識向上を図ります。	市内の園及び小・中学校を対象とした「エコ教室サポートガイド事業」に掲げる、環境啓発にかかる事業及び、地域の環境に直接触れ合う「環境学習啓発推進事業」を実施することにより、園児や児童へ環境保全に関する意識の向上に努めました。	参加人数 ・エコ教室681人 ・環境学習109人		A			環境政策課
	3-3-1-8	生ごみの資源化等のごみ減量化教室の開催	小学校においてダンボールコンポストで給食調理残渣の堆肥化を行い、ごみの減量化や再資源化についての知識の習得を図ります。	小学校においてダンボールコンポストで給食調理残渣の堆肥化を行い、ごみの減量化や再資源化についての環境学習を行います。	小学校（4年生を対象）において、ダンボールコンポストを使った給食調理くずのリサイクル（堆肥化）をクラスごとに体験してもらい、経験を通じて地球環境やリサイクル等についての知識・理解を深める環境学習を実施しました。	4校（4年生を対象）×学習回数2回＝8回 30人×11クラス＝330人		A			計画管理課
	3-3-1-9	インターンシップの受け入れ	次代を担う子どもたちの勤労観・職業観を形成するため、高校生を対象としたインターンシップの受け入れ体制を整え、「勤労体験」「職業体験」活動の場を提供します。	30年度と同様に、高等学校から要望があれば、要綱に沿って事務を行い、受け入れできる部署があれば受け入れを行っていきます。	2つの学校から要望があり、3つの部署で4名を受け入れました。	2校 4人		A			★人事課 関係課
	3-3-1-10	歴史体験の充実	学校と連携して民具や考古資料に実際にふれることのできる体験学習や親子で古代の道具作りを通して、歴史体験ができる機会を提供します。	小学生の親子を対象に「マガタマ作り」、竜山石を使った「作品作り・石割体験」、「高砂染体験」など歴史体験教室を実施予定です。 また小学校教員対象の民具講習会を実施し、各小学校にむけて民具の貸出や、歴史民俗資料室の見学を実施予定です。	小学生の親子を対象とした体験教室と、民具講習会・貸出等を実施し、子どもの歴史体験の充実を図りました。	歴史体験教室(3回) 110名参加 民具講習会 1回9名 民具貸出 6回 見学 1回85名+α		A			生涯学習課

施策の方向	施策番号	主な施策	今後の方向	令和元年度の取り組み・方向性	令和元年度実績	回数・人数	令和元年度評価				担当課
							S	A	B	C	
	3-3-1-11	高砂の歴史や伝統文化を学び、体験する機会の充実	謡曲「高砂」をはじめ、ふるさとの歴史や伝統文化を学ぶ機会を提供します。	高砂文化教室「高砂学」活動編「まち歩き」1回、「高砂の海産物を使った親子料理教室」を1回、「お琴の体験教室」を1回、「高砂子ども狂言ワークショップ」を6回実施予定です。	高砂文化教室「高砂学」活動編「まち歩き」、「浜のかあちゃんの親子料理教室」、子ども寺子屋編「お琴の体験教室」を開催しました。 また、「高砂子ども狂言ワークショップ」(アウトリーチ型)を市内幼稚園・認定こども園・保育園で体験してもらった機会を提供しました。	「高砂学」まち歩き1回14人、浜のかあちゃんの親子料理教室1回24人、お琴の体験教室1回13人 高砂子ども狂言ワークショップ6回715人		A			文化スポーツ課
	3-3-1-12	世代間交流事業の推進	青少年健全育成連絡協議会が主体となり、色々な世代の人と交流できるように、小学校区ごとに夏祭りやとんど等のイベントを実施します。	30年度と同様に、世代間交流を促進するため、各地区青少年健全育成協議会が夏祭りやとんど等のイベントを実施します。	世代間交流を促進するため、各地区青少年健全育成協議会が夏祭りやとんど等のイベントを実施しました。	市内10地区で年間を通して実施(夏祭り7,465人、とんど1,300人)		A			未来戦略推進室(若者・青少年支援担当)
4 学 校 ・ 家 庭 ・ 家 庭 ・ 地 域 の 連 携	① 家 庭 ・ 家 庭 ・ 地 域 の 連 携	3-4-1-1	子育てに関する諸機関と連携し、親への子育て支援の場を拡大するとともに、活動グループや団体の育成を図ります。	子育てに関する諸機関と連携し、親への子育て支援の場を拡大するとともに、活動グループや団体の育成を図ります。	子育てに関する諸機関と連携し、親への子育て支援の場を拡大するとともに、活動グループや団体の育成を図りました。	—		A			子育て支援課(子育て支援センター)
		3-4-1-2	図書館事業の推進	高砂市子ども読書活動推進計画を策定し、読み聞かせを楽しむための環境整備を推進するとともに、おはなし会やブックスタートなど、親子で本を楽しむ機会の充実に努めます。	学校や他部局の協力を仰ぎ、高砂市子ども読書活動推進計画を推進します。	学校や他部局の協力を仰ぎ、高砂市子ども読書活動推進計画を推進しました。	—		A		生涯学習課
		3-4-1-3	児童福祉週間事業の推進	児童福祉週間にあわせ、子どもや子育てに関する広報活動や行事の開催を行い、子育て意識の高揚、子どもの人権尊重を促進します。	児童福祉週間にあわせ、子どもや子育てに関する広報活動や行事の開催を行い、子育て意識の高揚、子どもの人権尊重を促進します。	5月の児童福祉週間にあわせ、子育て支援センターで行事の開催を行い、広報たかさごでイベント情報について広く周知を行いました。	—		A		
	3-4-2-1	学校施設の活用	地域住民や子どもたちの交流促進の場を提供します。	30年度と同様に、学校施設を活用し、地域の交流促進に努めます。	学校施設の使用を許可し、地域の交流促進に努めました。	—		A			教育総務課
	3-4-2-2	学校・家庭・地域の連携・協力による健全育成の取り組みの推進	情報モラル教育、食育、不登校対策、非行・いじめ防止、児童虐待防止等について、より一層、連携・協力して対応していく体制を確立します。	今後もPTAの会合や学校園便り等を通じて保護者の関心や意識を高めるための啓発を行い、家庭と連携した取組体制を構築していきます。 「放課後子ども教室」を通じて異学年や大人との交流の場を増やすことで地域との繋がりを強くし、児童を取り巻く環境を見守る体制をつくります。 今後学校や園と連携を深め、健全育成の取り組み体制を強化します。	PTAの会合や学校園便り等を通じて保護者の関心や意識を高めるための啓発を行い、家庭と連携した取組を推進しています。 「放課後子ども教室」を実施しました。 学校や園、地域と連携を深め、健全育成の取り組み体制の確立を図りました。	全16小中学校で実施。 各校区で通年実施。 —		A			学校教育課 生涯学習課 子育て支援課

施策の方向	施策番号	主な施策	今後の方向	令和元年度の取り組み・方向性	令和元年度実績	回数・人数	令和元年度評価				担当課
							S	A	B	C	

【基本目標4】子どもや子育て家庭にやさしい生活環境の整備

施策の方向	施策番号	主な施策	今後の方向	令和元年度の取り組み・方向性	令和元年度実績	回数・人数	令和元年度評価				担当課
							S	A	B	C	
1 子どもや子育て家庭に配慮したまちづくりの推進	①安心して外出できる環境整備	4-1-1-1	道路や交通施設のバリアフリーの推進	歩道と通路の段差の解消、公園の段差解消等の整備に努めます。	国等の補助金や交付金のメニューについて、さらに情報収集に努めるとともに、その他の段差解消の方法について検討します。	—		A			★建設課 都市政策課
		4-1-1-2	マタニティマークの普及啓発	妊娠、出産に関する安全性と快適さの確保をめざし、マタニティマークキーホルダーを配布します。	母子健康手帳交付時に妊娠、出産に関する安全性と快適さの確保をめざし、マタニティマークキーホルダーとステッカーを配布します。	母子健康手帳交付時に妊娠、出産に関する安全性と快適さの確保をめざし、マタニティマークキーホルダーとステッカーを配布しました。	601人		A		健康増進課
	②子どもの遊び場の確保	4-1-2-1	公園・緑地の整備	市民の身近なレクリエーションの場として、公園・緑地の整備を進めます。同時に災害発生時には避難場所として利用できるよう、施設や設備の充実を進めます。また経年劣化した公園施設の修繕を計画的に行うなどを通して、安全性や防災性の向上を図ります。	経年劣化した公園施設の計画的な修繕を行い、安全性の向上を図ります。	高砂市施設利用振興財団に委託し、経年劣化した公園施設の修繕を適宜行いました。また、広域ごみ関連事業に伴い、梅井自治会とともに、同地区内の公園における修繕箇所の選定を行いました。	—		A		★建設課 都市政策課
		4-1-2-2	自然とふれあえる環境の整備	市ノ池公園、鹿島・扇平自然公園等、子どもが自然とふれあえる環境を整備します。	鹿島・扇平自然公園等、子どもが自然とふれあえる環境を整備（下草刈り）します。	鹿島・扇平自然公園の下草刈りを実施しました。	下草刈り2回		A		産業振興課
		4-1-2-3	遊び場の充実	子どもから高齢者まで気軽に休める憩いの場として公園を整備し、居住環境の向上を図ります。	借地広場の要綱策定に向けて引き続き業務を進めます。	地元に良い借地広場がなく、借地広場の要綱策定に至りませんでした。	—			B	★建設課 都市政策課
	4-2-1-1	学校・園における安全対策の推進	不審者対策や安全教育について訓練も含め年間計画に位置づけ、計画的に実施します。また、緊急通報システムを活用し、防犯体制の充実を図ります。	今後施設と連携を深め防犯体制の充実を図ります。	防災対策を含めた年間での防災・安全計画を定め各施設にて研修、訓練を実施しました。	—		A			幼児保育課
30年度と同様に、学校や園と連携を深め、防犯体制の充実を図ります。				学校や園と連携を深め、防犯体制の充実にも努めました。	—		A			教育総務課	
学校安全計画に基づいて、計画的・系統的に安全教育を実施するとともに、危機対応ハンドブックを活用した教職員の安全への意識向上を図ります。				学校安全計画に基づき、計画的・系統的に安全教育を実施するとともに、危機対応ハンドブックを用いて教職員に安全への意識向上を図りました。	全16小中学校で実施		A			学校教育課	

施策の方向	施策番号	主な施策	今後の方向	令和元年度の取り組み・方向性	令和元年度実績	回数・人数	令和元年度評価				担当課	
							S	A	B	C		
2 子どもの安全の確保 ① 防犯・防災対策の充実	4-2-1-2	見守り活動の推進	PTAや地域の団体が自主的に実施する「登下校の見守り」等の活動を支援するとともに、市民の防犯意識の向上、参加者の増加を図ります。	30年度と同様に、各地区青少年健全育成協議会が園児、児童、生徒の登下校時の安全確保を図るため、子ども見守り活動を行います。	各地区青少年健全育成協議会が園児、児童、生徒の登下校時の安全確保を図るため、子ども見守り活動を行いました。	市内10地区で年間1,415人		A			未来戦略推進室 (若者・青少年支援担当)	
				PTA独自の通学路見守り活動を地域の団体と連携、協力し市民の防犯意識を向上していきます。	PTA独自の通学路見守り活動を地域の団体と連携、協力して実施しました。	各校区で通年実施		A		生涯学習課		
				高砂市地域見守り防犯カメラ設置補助事業を継続実施し、地域団体等による自主的な防犯環境の整備を図ります。また、公共施設への防犯カメラ設置について、防犯カメラ設置計画に従い、市公共施設への防犯カメラ設置を進めていきます。引き続き、防犯出前講座や各種広報媒体などあらゆる機会を通じ、防犯カメラ設置補助事業の周知徹底を図ります。	高砂市地域見守り防犯カメラ設置補助事業については、令和元年度は18台のカメラ設置を行うとともに、防犯出前講座を8回実施し、同事業に対する周知を図りました。	18件 8回/200人		A		危機管理室		
	4-2-1-3	防犯・防災出前講座の実施	学校・園に向いて、子どもたちや教職員の防犯・防災意識の向上を図るための講座を実施します。	引き続き、各施設を所管する部署と連携をとり、随時、防犯訓練を実施するとともに、不審者・事件情報入手時は、速やかに各施設を訪問し、職員に対するタイムリーな防犯指導を実施します。	不審者、事件情報の入手、特に校区内の学校・園等を巡回し、注意喚起を行いました。	—		A			危機管理室	
	4-2-1-4	不審者情報の提供	不審者情報を、学校・園にFAXで配信します。また、「見守りネット」登録者にはメールで情報を配信します。「ひょうご防犯ネット」を通じて、登録者にメールで情報を配信します。今後は、登録者の拡大に努めます。	30年度と同様に、「ひょうご防犯ネット」や学校・園などの不審者情報をFAXで配信します。また、「見守りネット」登録者にはメールで情報を配信します。そして、登録者の拡大に努めて行きます。	「ひょうご防犯ネット」や学校・園からの不審者情報をFAXで配信しました。また、「見守りネット」登録者にもメールで情報を配信したり、登録者の拡大に努めました。	不審者情報のFAX・メール13件配信		A				未来戦略推進室 (青少年センター)
				引き続き、現行のひょうご防犯ネットへの加入促進活動を継続実施していきます。	偶数月発行の『広報たかさご』にて、ひょうご防犯ネットへの加入を促す記事を掲載するとともに、防犯出前講座(8回)や市民大会、地域見守り防犯カメラ設置補助事業の申し込み時など、あらゆる機会を通じてひょうご防犯ネットへの加入促進活動を展開しました。	—		A		危機管理室		
	4-2-1-5	子ども見守り放送の実施	小学校低学年児童の下校時間に合わせて、防災無線を通じて音楽を流し、地域住民に下校の見守りを促します。	30年度と同様に、小学校低学年児童の下校時間に合わせて、防災無線を通じて音楽を流し、地域住民に下校の見守りを促します。	小学校低学年児童の下校時間に合わせて、防災無線を通じて音楽(月の沙漠)を流し、下校時の見守りを地域住民へ促しました。	平日の午後2時30分に放送		A				未来戦略推進室 (青少年センター)
4-2-1-6	パトロールの実施	子どもたちの安全を図るため、公用車により、通学路及び認定子ども園・幼稚園・保育所・学校周辺のパトロールを実施します。	30年度と同様に、子どもたちの安全を図るため、公用車により、通学路及び認定子ども園・幼稚園・保育所・学校周辺のパトロールを実施します。	子どもたちの安全・安心を図るため、公用車により、通学路及び認定子ども園・幼稚園・保育所・学校周辺のパトロールを実施しました。	—		A				未来戦略推進室 (青少年センター)	
4-2-1-7	防犯灯の設置	要望等により、暗い通りや見通しのきかないところへの防犯灯の設置を行います。	住民からの要望により、暗い通りや見通しのきかないところに防犯灯を設置していきます。	地域住民の意見を聞きながら、暗い通りや見通しのきかないところに防犯灯を設置し、安全確保を図りました。	防犯灯55箇所		A				建設課	

施策の方向	施策番号	主な施策	今後の方向	令和元年度の取り組み・方向性	令和元年度実績	回数・人数	令和元年度評価				担当課
							S	A	B	C	
②交通安全対策の推進	4-2-1-8	防犯カメラの設置補助	地域団体が行う防犯カメラの設置を促進し、地域の見守り力の向上を図ります。	高砂市地域見守り防犯カメラ設置補助事業を継続実施し、地域団体等による自主的な防犯環境の整備を図ります。また、公共施設への防犯カメラ設置について、防犯カメラ設置計画に従い、市公共施設への防犯カメラ設置を進めていきます。引き続き、防犯出前講座や各種広報媒体などあらゆる機会を通じ、防犯カメラ設置補助事業の周知徹底を図ります。	高砂市地域見守り防犯カメラ設置補助事業については、令和元年度は18台のカメラ設置を行うとともに、防犯出前講座を8回実施し、同事業に対する周知を図りました。	18件 8回/200人		A			危機管理室
	4-2-1-9	総合防災訓練	地震による大規模災害に対応するため、各防災関係機関、消防団、自治会など地域住民と合同で防災訓練を行います。	地域住民参加のもと、コミュニティ防災拠点である高砂小学校において、避難訓練等を実施することにより、減災意識の高揚を図り、コミュニティ防災力を強化します。	コミュニティ防災拠点である伊保南小学校において、地域住民参加のもと地震災害を想定した実践的な総合防災訓練を実施し、防災技能の普及を図りました。	1回・681人		A			危機管理室
	4-2-2-1	交通安全教室の開催	学校・園と連携して交通安全教室を開催し、子ども及び保護者の交通安全意識の向上に努めます。	引き続き、より効果的な参加・体験型の教育を実施するとともに、保護者に対する交通安全教育を継続的にを行い、家庭から交通安全の意識を周知します。	分かり易い参加・体験型の教育を実施するとともに、保護者に対する交通安全教育を継続的にを行い、家庭から交通安全の意識を高めてもらうように周知しました。	幼・保・こども園 24回 小学校32回 中学校13回 高校3回 計7662人		A			まちづくり部管理課
	4-2-2-2	交通安全の普及・啓発事業の推進	チャイルドシートの着用の効果の啓発等に努め、チャイルドシートの着用及び自転車乗車時のヘルメット着用の促進を図ります。 また、認定こども園・幼稚園・保育所・小学校の出口付近の足元に「とまれシール」を貼るなど安全の確認を習慣づけます。	自転車ヘルメットの着用及びシートベルト、チャイルドシートの着用の重要性について講話及び啓発を行い着用の徹底を習慣づけます。	自転車乗車時のヘルメットの着用徹底及びシートベルト、チャイルドシートの着用の重要性について講話及び啓発を行いました。	四季の交通安全運動、街頭啓発他計 16回、3,700人		A			まちづくり部管理課
	4-2-2-3	通行の安全確保	歩道やカーブミラーを設置し、通行の安全確保に努めます。	住民からの要望により、見通しの悪いところにカーブミラーを設置していきます。	地域住民の意見を聞きながら、見通しの悪いところにカーブミラーを設置し、安全確保を図りました。	カーブミラー 29箇所		A			建設課
	4-2-2-4	通学路の安全確保	学校・関係機関と連携し、通学路の合同点検を実施し、必要な対策について協議します。	通学路交通安全プログラムに基づき、点検を実施し、通学路の安全確保を図ります。	合同点検で指摘のあった箇所への対応を行い、小学校1校で踏切の安全な渡り方の交通安全教室を警察と協力して実施した。	7/30 15人 7/31 15人 計2回30人		A			まちづくり部管理課
					通学路交通安全プログラムに基づき、点検を実施し、通学路の安全確保を図りました。			A		学務課	
					JR曾根駅北側に駅前広場設置工事において、歩道を新設することで、駅周辺における通学路の安全確保に努めました。	—		A		建設課	

施策の方向	施策番号	主な施策	今後の方向	令和元年度の取り組み・方向性	令和元年度実績	回数・人数	令和元年度評価				担当課
							S	A	B	C	
③子どもの事故防止に関する啓発	4-2-3-1	子どもの事故防止に関する普及・啓発	家庭内や屋外で起こりうる子どもの事故について、対策・防止方法などの普及・啓発に努めます。	乳幼児健診等のあらゆる機会を捉え、家庭内や屋外で起こりうる子どもの事故について、対策・防止方法などの普及・啓発に努めます。	乳幼児健診等で保護者に家庭内や屋外で起こりうる子どもの事故について、対策・防止方法など健康教育を行ったり、パンフレットを配布しました。また、ファミリーサポート事業の出前講座でも乳幼児の事故防止について話し普及啓発に努めました。	—		A			健康増進課
	4-2-3-2	警告立看板の設置推進	ため池などの危険箇所を点検・調査し、危険箇所には警告立看板を設置します。	30年度と同様に、ため池などの危険箇所を点検・調査し、危険箇所には警告立看板を設置します。	ため池などの危険箇所を点検・調査し、看板の修繕や危険箇所には警告立看板を設置しました。	5本設置		A			未来戦略推進室 (青少年センター)

【基本目標5】仕事と子育ての両立支援

施策の方向	施策番号	主な施策	今後の方向	令和元年度の取り組み・方向性	令和元年度実績	回数・人数	令和元年度評価				担当課	
							S	A	B	C		
1 ワー ーク ・ ラ	①男性の子育て参加促進	5-1-1-1	男女平等意識の啓発	人権教育の一環として、男女平等に関する学習を推進します。	道徳、総合的な学習の時間、特別活動等の教育活動全体で男女平等に関する学習を実施します。	道徳、総合的な学習の時間、特別活動等の教育活動全体で男女平等に関する学習を実施しました。	全16小中学校で実施		A			学校教育課
		5-1-1-2	男性の家事・育児への参加の促進	男性の意識改革を図るための講座を実施します。	公民館と共催で「お父さん応援講座」及び「男性の料理教室」を開催し、男性の意識改革の推進を図ります。	公民館と共催で「お父さん応援講座」及び「男性の料理教室」を開催し、男性の意識改革の推進を図りました。	「お父さん応援講座」1回開催（小学生親子25人参加） 「男性の料理教室」1回開催（小学生親子21人参加）		A			未来戦略推進室 (男女共同参画センター)
					父親講座を開催し、男性の子育てへの意識向上を図り、家事・育児への参加を促進します。	父親講座を開催し、男性の家事・育児への参加を促進しました。 3回92人の参加	3回 92人		A		子育て支援課 (子育て支援センター)	
		5-1-1-3	子育て体験集の発行	市民から子育ての楽しさを伝える体験談を募集し、体験集として発行します。	子育ての体験や子育て家庭の様子を「子育て川柳」として募集し、まとめ、公表します。	「子育て川柳」の募集を行ったところ90句が集まりました。親子運動会時に全句をまとめ、公表しました。また、冊子を作り各機関へ配布をしました。	—	S				子育て支援課 (子育て支援センター)
	5-1-2-1	職業能力開発と技術・資格取得のための情報提供	各関係機関の職業能力開発と技術・資格取得等について、パンフレットの配置、資格関連図書の貸し出しを行います。	各関係機関の職業能力開発と技術・資格取得のパンフレットを配置し、情報提供を行います。	各関係機関の職業能力開発と技術・資格取得のパンフレットを配置し、情報提供を行いました。	—		A			未来戦略推進室 (男女共同参画センター)	

施策の方向	施策番号	主な施策	今後の方向	令和元年度の取り組み・方向性	令和元年度実績	回数・人数	令和元年度評価				担当課	
							S	A	B	C		
イフ・バランスの推進	②再就職への支援の充実	5-1-2-2	女性の再就職支援事業の推進（たかさご女性チャレンジひろば）	ハローワークの求人情報を提供するとともに再就職にチャレンジする女性への支援を行います。	ハローワーク加古川（マザーズコーナー）との連携により求人情報の提供を行います。また、「女性のためのチャレンジ相談」及び「女性のための働き方セミナー」を実施します。ハローワーク加古川との共催による地元企業就職面接会を開催し、市内での就職に向けてマッチングの場を設けます。	ハローワーク加古川（マザーズコーナー）との連携により求人情報の提供を行いました。また、「女性のためのチャレンジ相談」及び「女性のための働き方セミナー」を開催しました。ハローワーク加古川との共催で地元企業就職面接会を開催しました。	「女性のためのチャレンジ相談」1回開催（2人参加） 「女性のための働き方セミナー」1回開催（5人参加） 「地元企業合同就職面接＆相談会」1回開催（参加企業27社、30人参加）		A			未来戦略推進室（男女共同参画センター）
		5-1-3-1	ホームページを活用した情報提供	市ホームページ内のおしごとステーションサイトに「マザーズ情報」を継続掲載します。	市ホームページ内のおしごとステーションサイトに「マザーズ情報」を継続掲載します。	市ホームページ内のおしごとステーションサイトに「マザーズ情報」を継続掲載しました。	随時		A			産業振興課
		5-1-3-2	働く場での母性保護や健康に関する相談の充実	母性保護の観点や健康に関する相談を随時受け付けます。	母性保護の観点や健康に関する相談を随時受け付けます。	母性保護の観点や健康に関する相談を随時受け付けました。妊婦面談時にパンフレットも適宜渡しました。	—		A			
③子育てしやすい雇用環境の整備		5-1-3-3	職場環境の改善に向けた事業者への啓発	労働時間の短縮や、パートタイム、派遣労働者等の労働条件の向上に向けた関係法規の周知徹底を図るため、チラシの配布、広報誌の活用などを通じて啓発を行います。また、仕事と育児・家庭が両立しやすい企業文化について、パンフレット等を用いて普及・啓発を行います。	労働時間の短縮や、パートタイム、派遣労働者等の労働条件の向上に向けた関係法規の周知徹底を図るため、チラシの配布、広報誌の活用などを通じて啓発を行います。また、仕事と育児・家庭が両立しやすい企業文化について、パンフレット等を用いて普及・啓発を行います。	労働時間の短縮や、パートタイム、派遣労働者等の労働条件の向上に向けた関係法規の周知徹底を図るため、チラシの配布、広報誌の活用などを通じて啓発を行いました。また仕事と育児・家庭が両立しやすい企業文化について、パンフレット等を用いて普及・啓発を行いました。	随時		A			産業振興課
		5-2-1-1	乳児保育事業の充実	保育の必要なすべての乳児を受け入れられるよう、供給体制の充実を図ります。	今後も保育士の確保に努め、保育の必要なすべての乳児を受け入れる体制の充実を図ります。	保育士の確保に努め、保育の必要な乳児を受け入れる体制の充実を図りました。	—		A			幼児保育課
		5-2-1-2	時間外保育事業（延長保育事業）の充実	通常保育の利用者に対し、親の多様な勤務時間に対応できるよう、通常の保育時間を超えて保育を行います。	今後も親の多様な勤務時間に対応し、時間外（延長）保育を実施します。	親の多様な勤務時間に対応し、時間外（延長）保育を実施しました。	—		A			
2 ①多様な保育ニーズへの対応		5-2-1-3	一時預かり事業の充実	保護者の急な外出や病気等により、緊急・一時的に保育が必要になった場合に、保育所や子育て支援センターにおいて実施する一時預かり事業や幼稚園における在園児を対象とした一時預かり事業の充実を図ります。	引き続き、幼稚園・認定こども園において、幼稚園型一時預かり事業をおこない、保護者の多様なニーズに対応できるよう体制を整えていきます。	一時預かり事業（幼稚園型）を行い保護者の多様なニーズに対応しました。	—		A			幼児保育課
					幼稚園型一時預かり事業を引き続き実施します。	幼稚園型一時預かり事業を実施しました。	荒井幼稚園 曾根幼稚園 米田幼稚園		A			学校教育課
		5-2-1-4	子育て短期支援事業の充実	保護者の病気や出産、事故等で一時的に養育ができない場合、児童養護施設、乳児院で一時的に子どもを預かります。	引き続き、保護者の病気や出産、事故等で一時的に養育ができない場合、児童養護施設、乳児院で一時的に子どもを預かります。	保護者の病気等で養育ができない場合、児童養護施設で一時的に子どもを預かりました。	延べ81日		A			

施策の方向	施策番号	主な施策	今後の方向	令和元年度の取り組み・方向性	令和元年度実績	回数・人数	令和元年度評価				担当課
							S	A	B	C	
保育事業の充実	5-2-1-5	病児保育事業の充実	保育園児や小学生が病気時や病後の観察期にあり、保護者が勤務等の都合により、家庭で育児することが困難な場合、その児童を医療機関に併設された施設等で一時的に預かります。	引き続き、病気時と病後の観察期にある児童を一時的に預かり、保育施設等への送迎を実施します。	病気時と病後の観察期にある児童を一時的に預かる病児保育事業を実施しました。また、保育園等から病児保育施設への送迎サービスも行いました。	市民のみ延べ982人送迎利用1人		A			子育て支援課
	5-2-1-6 再掲 (1-2-1-3)	ファミリー・サポート・センター事業の推進	ファミリー・サポート・センター事業の普及啓発活動を強化し、提供会員・依頼会員の登録数の増加を図ることにより、援助活動を充実します。	引き続き、ファミリー・サポート・センター事業の普及啓発活動を強化し、提供会員・依頼会員の登録数の増加を図ることにより、援助活動を充実します。	ファミリーサポートセンター事業活動を推進し、提供会員・依頼会員の登録数が増加しました。	依頼会員717人 提供会員102人 両方会員43人 計862人 活動回数1,610件		A			子育て支援課
	5-2-1-7	3歳児教育の推進	公立園における3歳児教育の推進を行い、保護者の多様なニーズに対応できるよう体制を整えていきます。	引き続き、公立認定こども園において3歳児教育を実施し、保護者の多様なニーズに対応できるよう体制づくりを努めます。	公立認定こども園における3歳児教育を行い、保護者の多様なニーズに対応しました。	—		A			幼児保育課
② 放課後児童対策の充実	5-2-2-1	学童保育所の充実	保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学生に対して、放課後に適切な遊び、生活の場を与え、児童の健全な育成を図るため、施設環境の整備に努めるとともに、開所時間を延長します。	引き続き、保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学生に対して、放課後に適切な遊び、生活の場を与え、児童の健全な育成を図るため、施設環境の整備に努めます。	利用児童の増加に合わせ、空き教室を利用し、スペースの確保に努めました。	—		A			子育て支援課

【基本目標6】配慮を必要とする子どもと家庭への支援

施策の方向	施策番号	主な施策	今後の方向	令和元年度の取り組み・方向性	令和元年度実績	回数・人数	令和元年度評価				担当課
							S	A	B	C	
① 子どもの人権尊重に関する普及啓発	6-1-1-1	「児童の権利に関する条約」の啓発	リーフレットの作成、学習会の開催等により、「児童の権利に関する条約」の啓発・普及に努めます。	公立園と民間園の2園で、子どもを暴力から守るCAP体験プログラムを実施し、「安心」「安全」「自信」等、子どもの権利が暴力等によって侵害されそうになった時に何ができるかを、子ども自身や保護者をはじめとする周りの大人に伝えます。教職員については、子育て支援室が実施します。	曾根幼稚園と白兔愛育園で実施しました。園児対象の子どもワークショップでは、子どもの権利や、子ども自身が暴力から身を守るための対応について学びました。保護者対象の大人ワークショップでは、子どもの権利を学び、子どもの視野を体験することで、子どもの視野が狭いことを知り、子どもの人権を守るために必要なことを考えることができました。また、保育士を対象に子育て支援室が実施し、子どもに関わる大人として、子どもの安心や安全のために何ができるかを学びました。	子どもWS 回数 6回 人数 218人 大人WS 回数 2回 人数 95人 保育士対象WS 回数 1回 人数 31人		A			★人権推進室 子育て支援課
	② 児童虐待の予防	6-1-2-1	育児不安を軽減する相談支援や仲間づくりの推進	つどいの広場や遊びのキャラバンを実施し、遊びの提供や子育てについて話し合える場を設け、孤立しがちな子育て家庭の育児不安の解消を図ります。	つどいの広場や遊びのキャラバンを実施し、遊びの提供や子育てについて話し合える場を設け、孤立しがちな子育て家庭の育児不安の解消を図ります。	子育て支援センターにおいて、つどいの広場を開催し、各地域の公民館に出向き、レッツゴーつどいを実施しました。また、保育園・こども園や子育て支援センターで遊びのキャラバンを実施するなど、遊びの提供をしながら孤立しがちな子育て家庭の育児不安の解消を図りました。	つどいの広場 高砂 月・火・木 北部 水・金 計166回3,577人 レッツゴーつどい 月1回 計8回152人 遊びのキャラバン 計13回222人		A		

施策の方向	施策番号	主な施策	今後の方向	令和元年度の取り組み・方向性	令和元年度実績	回数・人数	令和元年度評価				担当課	
							S	A	B	C		
児童虐待防止対策の推進	6-1-2-2	養育支援家庭訪問事業の推進	支援が特に必要と認められる妊婦や乳幼児健診等で育児不安の高い養育上の問題を抱える家庭に対し、保健師、助産師、ヘルパーなどが訪問し、相談、指導、助言、育児、家事等の養育支援を行うことにより児童虐待の発生を予防します。	支援が特に必要と認められる妊婦や乳幼児健診等で育児不安が高く、養育上の問題を抱える家庭に対し、保健師、助産師が訪問し、相談、助言等の養育支援を行うこと(専門的支援)、育児支援ヘルパーの派遣(家事及び育児等の援助)により児童虐待の発生を予防します。	支援が特に必要と認められる妊婦や乳幼児健診等で育児不安が高く、養育上の問題を抱える家庭に対し、保健師、助産師が訪問し、相談、助言等の養育支援を行うこと(専門的支援)、さらに育児支援ヘルパーの派遣(家事及び育児等の援助)により児童虐待の発生を予防しました。	専門的支援 176件 家事及び育児等の援助 254件		A			★子育て支援課 健康増進課	
	6-1-3-1	要保護児童対策地域協議会の充実	関係者との密接な連携のもと、要保護児童対策地域協議会の効率的な運営を図り、児童虐待の予防、早期発見に努めます。	関係機関と密接な連携のもと、要保護児童対策地域協議会の効率的な運営を図り、児童虐待の予防、早期発見に関係機関との連絡・調整を行い、児童状況確認票により園、学校等と連携し、セーフティネットの強化を図ります。	関係機関と密接な連携のもと、要保護児童対策地域協議会の効率的な運営を図り、児童虐待の予防、早期発見を行いました。また関係機関との連絡・調整を行い、児童状況確認票により園、学校等と連携し、セーフティネットの強化を図りました。	代表者会1回 実務者会4回 個別ケース会議26回 乳幼児部会8回		A			子育て支援課	
	6-1-3-2	児童虐待防止のための県との連携強化	児童虐待防止のため関係機関と密接な連携を図るとともに、要保護児童ケース等については中央こども家庭センターと連携を図って、支援の充実に努めます。	児童虐待防止のため関係機関と密接な連携を図るとともに、要保護児童ケース等については中央こども家庭センターと連携を図って、支援の充実に努めます。	児童虐待防止のため関係機関と密接な連携を図るとともに、要保護児童ケース等については中央こども家庭センターと連携を図って、支援しました。個別ケース会議にも10回参加してもらいました。	—		A				子育て支援課
	6-1-4-1	被虐待児童のケアと立ち直り支援	中央こども家庭センターでの家庭復帰等評価委員会に参加し、親子の再統合に向け、中央こども家庭センターと連携して被虐待児童のケアを図ります。	中央こども家庭センターでの家庭復帰等評価委員会に参加し、親子の再統合に向け、中央こども家庭センターと連携して被虐待児童のケアを図ります。今年度も家庭復帰後の支援体制を確かなものとするため、施設入所中から保護者や児と支援関係を構築します。	中央こども家庭センターでの家庭復帰等評価委員会に参加し、親子の再統合に向け、中央こども家庭センターと連携して被虐待児童のケアを行いました。施設入所中から支援関係を構築することで、家庭復帰後の支援体制を確かなものにしました。	8回		A				子育て支援課
	6-1-5-1	児童養護施設設置への支援	家庭において養育が困難な子どもを保護・養育するとともに、地域の子育て支援機能を担う児童養護施設の設置に向け、支援します。	開設後も引き続き運営法人と地域の子育て支援機能について協議していきます。	開設後、子育て短期支援事業や要対協実務者会、個別ケース会議等を通して、連携を強化しました。	—		A				子育て支援課
6-2-1-1 3部再掲 (2-6-1)	「子ども食堂」立ち上げに関する支援	「子ども食堂」きつず・きつちんの活動や新たな「子ども食堂」開設を目指す団体を支援します。	各地区での定期開催が行われるよう新たな「子ども食堂」開設を目指す団体を支援します。	今年度新たに一箇所、市内の民間企業と協議し、子ども食堂を実施する団体が食材提供を受けることができるよう調整を行いました。また、地区農業委員会から提供を受けた野菜等を各団体に配布しました。	—		A				子育て支援課	
	6-2-1-2 3部再掲 (2-6-2)	生活困窮者自立支援の検討	生活困窮世帯の子どもに対し、学習支援や居場所づくり等の機会の提供を検討します。	生活困窮世帯の子どもに対し、学習支援や居場所づくり等の機会の提供を検討します。	令和2年度から生活困窮者自立支援業務委託を受託する業者と「子どもの学習支援事業」の実施方法について協議を行いました。	3回		A			障がい・地域福祉課	

施策の方向	施策番号	主な施策	今後の方向	令和元年度の取り組み・方向性	令和元年度実績	回数・人数	令和元年度評価				担当課
							S	A	B	C	
2 子どもの貧困対策	6-2-1-3 再掲 (1-3-1-1)	放課後子ども総合プランの推進	「たかさご放課後子ども総合プラン行動計画」に基づき、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、学習や多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後子ども教室・学童保育所の充実と、一体的及び連携による実施などの取り組みを推進します。	放課後等に子どもが安心して活動できる場の確保のため、異学年や地域の大人との交流の場を増やすため「放課後子ども教室」を実施します。 30年度と同様に、生涯学習課及び子育て支援室と協力して放課後子ども総合プランの推進に努めます。 30年度と同様に、学童保育について、その利用ニーズに対応しつつ、適切な遊びと生活の場となるよう、施設の改善や整備、職員の研修等の充実を図ります。	放課後等に子どもが安心して活動できる場を確保し、異学年や地域の大人との交流の場として「放課後子ども教室」を実施しました。 生涯学習課及び子育て支援室と協力して放課後子ども総合プランの推進に努めました。 学童保育所の職員に対して認定資格研修への周知を図りました。	市内10小学校合計 329回		A			生涯学習課
	6-2-1-4 3部再掲 (2-1-1)	児童扶養手当に関する情報提供及び給付	ひとり親家庭等に対し、手当制度に関する情報提供を行い、児童扶養手当を支給します。	ひとり親家庭の生活支援・自立促進のため、児童扶養手当の給付及び養育費普及の啓発に努めます。	ひとり親家庭の生活支援・自立促進のため、児童扶養手当の給付及び養育費普及の啓発に努めました。	児童扶養手当受給資格者数 833人		A			子育て支援課
	6-2-1-5 再掲 (1-4-1-4)	就学前教育・保育施設利用負担の軽減	低所得世帯等や多子世帯の認定こども園・幼稚園・保育所等の利用負担の軽減を行います。	引き続き、低所得世帯等や多子世帯の認定こども園・幼稚園・保育所の利用者負担の軽減を行います。	低所得世帯等や多子世帯に対して保育料の負担軽減を実施しました。	—		A			幼児保育課
	6-2-1-6 再掲 (1-4-1-5)	学童保育所保育料の軽減	低所得世帯等を対象に保育料の軽減を行います。また、制度の啓発に努めます。	30年度と同様に、低所得世帯等を対象に保育料の軽減を行います。また、制度の啓発に努めます。	保護者の経済的負担を配慮し、保育料軽減を行いました。また、制度の啓発に努めました。	—		A			子育て支援課
	6-2-1-7 再掲 (1-4-1-6)	小・中学校就学援助の制度	経済的理由により就学困難な市立小・中学校に在籍する児童・生徒の保護者に対して、就学費用の一部を援助します。	経済的理由により就学困難な市立小・中学校に在籍する児童・生徒の保護者に対して、就学費用の一部を援助します。	経済的理由により就学困難な市立小・中学校に在籍する児童・生徒の保護者に対して、就学費用の一部を援助しました。	小779人 中401人		A			学務課
	6-2-1-8 再掲 (1-4-1-7)	高等学校奨学金の給付	経済的理由により高等学校への修学が困難な生徒に対して奨学金を支給し、教育の機会均等を図ります。	経済的理由により高等学校への修学が困難な生徒に対して奨学金を支給し、教育の機会均等を図ります。	経済的理由により高等学校への修学が困難な生徒に対して奨学金を支給し、教育の機会均等を図りました。	116人		A			学務課
	6-2-1-9 再掲 (2-2-2-1)	スクールカウンセラーの配置	小中学校にスクールカウンセラーを配置し、児童・生徒・保護者等からの相談にあたります。	小中学校にスクールカウンセラーを配置し、児童生徒、保護者、教職員等からの相談に適切に対応します。	小中学校にスクールカウンセラーを配置し、児童生徒、保護者、教職員等からの相談に応じました。	全16小中学校で実施		A			学校教育課
	6-2-1-10 再掲 (2-2-2-2)	教育相談の充実	保護者、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーや専門の相談機関との連携を図り、子どもの様々な悩みに対して相談支援体制を充実します。	子どもや保護者の様々な悩みに対応するために、スクールカウンセラーが相談に乗ったり、6中学校区に配置したスクールソーシャルワーカーや市、県の関係機関と連携したりして、教育相談体制を充実させます。	子どもや保護者の様々な悩みに対応するために、スクールカウンセラーが相談に乗ったり、6中学校区に配置したスクールソーシャルワーカーや市、県の関係機関と連携しました。	全16小中学校で実施		A			学校教育課

施策の方向	施策番号	主な施策	今後の方向	令和元年度の取り組み・方向性	令和元年度実績	回数・人数	令和元年度評価				担当課
							S	A	B	C	
①療育相談・支援の充実	6-3-1-1	療育相談の充実	子どもの発達検査・相談、保育所等の職員や保護者への相談、関係機関との連絡・調整を行うことで、発達が気になる子どもへの支援を行います。	発達上の問題のある乳幼児に対して、心身の総合的な発達指導を行い、疾病等への予防に努めます。また、子どもの発達検査・相談、保育所等職員や保護者への相談・助言指導、保育所等の環境整備、関係機関との連絡・調整を行い、発達が気になる子どもへの支援を行います。	こどもの相談等で成長発達の評価を行い、必要時には県立こども発達支援センターや医療機関、児童発達支援センターの受診や相談につなげ、関係機関と連携して気になる子どもへの支援を行いました。	—		A			健康増進課
				引き続き、子どもの発達検査・相談、保育所等の職員や保護者への相談、関係機関との連絡・調整を行うことで、発達が気になる子どもへの支援を行います。	保育所等の職員の相談に応じたり、関係機関との連絡・調整を行うことで、発達が気になる子どもの調査・支援を行いました。	19園		A			幼児保育課 (高砂児童学園)
	6-3-1-2	マミーサポートの充実	子どもの言葉の遅れや発達面が気になる保護者への相談支援を行います。	引き続き、電話・来園での相談を受け付け、発達が気になる保護者への相談を進め、内容に応じて必要な対応をとります。	電話・来園での相談を受け付け、発達が気になる保護者への相談を進め、内容に応じて、関係機関との連絡・調整をとるなど必要な対応をとりました。	マミーサポート：延べ116件		A			幼児保育課 (高砂児童学園)
	6-3-1-3 (1-1-1-3)	保育所等巡回相談の充実	心理士等専門職が保育所等を巡回し、子どもの発達検査・相談、保育所等職員や保護者への相談・助言指導、保育所等の環境整備、関係機関との連絡・調整を行うことで、発達が気になる子どもへの支援を行います。	保育所等職員や保護者への相談・助言指導、保育所等の環境整備、関係機関との連絡・調整を行い、発達が気になる子どもへの支援を行う。また、児童発達支援センターと協働できるよう調整していきます。	心理士等専門職が保育所等を巡回し、子どもの発達検査・相談、保育所等職員や保護者への相談・助言指導、保育所等の環境整備、関係機関との連絡・調整を行うことで、発達が気になる子どもへの支援を行いました。とくに児童発達支援センターとは保健センター主催の育児教室や、児童発達支援センター主催の親子教室に各々参加し連携をはかりました。	相談件数 実 151件 延 186件		A			健康増進課
	6-3-1-4	サポートファイルの活用	「プロフィールファイルたかさご」を生まれてくるすべての子どもの保護者に配布し、利用者説明会や家庭療育支援講座を開催するなど普及啓発を行います。	「プロフィールファイルたかさご」を生まれてくるすべての子どもの保護者に配布し、普及啓発を行います。	R1.12月生まれまでの児はこんにちは赤ちゃん訪問等で配布し、それ以降はこどもの相談に来所された児を対象に相談内容を記録したものを綴り、成長発達の記録として活用してもらえよう配布しました。	—		A			健康増進課
				引き続き、「プロフィールファイルたかさご」を利用者説明会や家庭療育支援講座を開催する中で普及啓発を行います。	「プロフィールファイルたかさご」を入園前利用者説明会や家庭療育支援講座を開催する中で普及啓発を行い、高砂児童学園に入園する児童の保護者には記入を徹底しました。	家庭療育支援講座：年間5回実施 延べ29人		A			幼児保育課 (高砂児童学園)
6-3-1-5	子どものからだ・こころ・ことばの相談の充実	小児科医の診察及び助言、保健・栄養・心理・理学療法相談、教育相談等を継続することにより、保護者の育児を支援します。	小児科医の診察及び助言、保健・栄養・心理・理学療法、保育相談、教育相談等を継続することにより、母親の育児を支援します。	医師、理学療法士、心理相談員、保健師、助産師、管理栄養士の専門職が個々に対応し、身体や精神面の問題、育児不安等の相談に応じ支援しました。また、5歳児相談では教育委員会から教諭が5回出席し教育相談を行いました。	36回 実 231人 延 436人		A			健康増進課	
6-3-2-1	障がい児保育事業の充実	今後も児童の発達段階に応じて、障がい加配保育士を配置することで、就労する保護者の支援を行います。	今後も児童の発達段階に応じて、障がい加配保育士を配置することで、就労する保護者の支援を行います。	児童の発達段階に応じて、障がい加配保育士を配置し、就労する保護者に対して支援を行いました。	—		A			幼児保育課	

3
障がいのある子どもと家庭

施策の方向	施策番号	主な施策	今後の方向	令和元年度の取り組み・方向性	令和元年度実績	回数・人数	令和元年度評価				担当課
							S	A	B	C	
への支援の充実 ② 障がい児への保育の充実	6-3-2-2	特別支援教育の推進	支援を必要としている児童・生徒に対して、スクールアシスタント・介助員・障がい加配教諭を配置します。	今後も、支援を必要としている児童・生徒に対して、スクールアシスタント・介助員を配置します。	支援を必要としている児童・生徒に対して、スクールアシスタント・介助員を配置しました。	全16小中学校で実施		A			学校教育課
	6-3-2-3	施設の改善・整備	障がいのある子どもが、利用しやすい設備や施設の充実を図ります。	30年度と同様に、必要に応じて施設を改修し、障がいのある子どもが、利用しやすい設備や施設の充実を図ります。	荒井小学校及び米田小学校において該当箇所にトイレ入口の取手増設、雑音防止用タイルカーペット設置を行いました。	—		A			教育総務課
	6-3-2-4	児童発達支援センターの充実	言語・知的面に療育支援の必要な子どもに、日常生活における基本的動作の向上、コミュニケーションや表現力、および豊かな情操の獲得、集団生活への適応のための通所支援やその家族の相談・助言を併せて行うなど地域の中核的な療育支援施設として児童発達支援の充実を図ります。	引き続き、計画相談、保育所等訪問等を実施します。要予約 月～金曜日9時～17時）主に相談支援室が担当します。親子教室は毎週月曜日に実施します。	高砂児童学園において園児に療育支援を行い、保護者からの相談に対して助言を行うなどして発達支援を行いました。計画相談、保育所等訪問支援を実施し、対象者に支援を行いました。親子教室は毎週月曜日に実施し、就学前の幼児や保護者と一緒に親子で楽しむ活動や、保護者との相談の機会を設けました。	高砂児童学園園児数28人 計画相談188件 保育所等訪問支援小学校2校、幼稚園3園 親子教室年間31回 延べ243人		A			幼児保育課 (高砂児童学園)
福祉サービスや経済的支援の充実 ③	6-3-3-1	障害児通所支援等の支援	障害児福祉計画に基づき、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等の障がいのある児童個々の状況に応じた支援を受けることができるように支給します。	障害児福祉計画に基づき、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等の障がいのある児童個々の状況に応じた支援を受けることができるように支給します。	障害児福祉計画に基づき、障がいのある児童個々の状況に応じた支援を受けることができるよう、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等を支給しました。	延べ5,322件	S				障がい・地域福祉課
	6-3-3-2	その他の障害福祉サービスの支給	障害福祉計画に基づき、ホームヘルプ、ショートステイ、日常生活用具の給付や移動支援など、障害福祉サービスや地域支援事業を実施し、障がいのある子どもを持つ家族の負担を軽減します。	障害福祉計画に基づき、ホームヘルプ、ショートステイ、日常生活用具の給付や移動支援など、障害福祉サービスや地域支援事業を実施し、障がいのある子どもを持つ家族の負担を軽減します。	障害福祉計画に基づき、ホームヘルプ、ショートステイ、日常生活用具の給付や移動支援など、障害福祉サービスや地域支援事業を実施しました。	延べ4,171件		A			障がい・地域福祉課
	6-3-3-3 (1-4-2-1)	特別児童扶養手当の給付	身体または精神に障がいのある児童を養育している保護者に手当を給付します。	身体または精神に障がいのある児童を養育している保護者に手当を給付します。	身体又は精神に障がいのある児童を養育している保護者に手当を給付しました。	受給者 216人 対象児童 239人		A			子育て支援課
	6-3-3-4 (1-4-2-2)	障害児福祉手当等の給付	日常生活に常時介護を必要とする在宅障がい児等に手当を給付します。	日常生活に常時介護を必要とする在宅障がい児等に手当を給付します。	日常生活に常時介護を必要とする在宅障がい児等に手当を給付しました。	12回48人		A			障がい・地域福祉課
	6-3-3-5 (1-4-2-3)	障害者医療費の助成	重度障がい児を対象に、医療費に係る一部負担金の助成を行います。(所得制限あり)	30年度と同様に、重度障がい児を対象に、医療費に係る一部負担金の助成を行います。	重度障がい児を対象に、医療費に係る一部負担金の助成を行いました。	1,959人		A			国保医療課
	6-3-3-6 (1-4-2-4)	育成医療費の給付	18歳未満の身体障がい児が、その障害を除去又は軽減し生活能力を得るための治療に要する医療の給付を行います。	18歳未満の身体障がい児が、その障害を除去又は軽減し生活能力を得るための治療に要する医療の給付を行います。	18歳未満の身体障がい児が、その障害を除去又は軽減し生活能力を得るための治療に要する医療の給付を行いました。	3人		A			障がい・地域福祉課
	④ 総合的な支援体制の整備	6-3-4-1	療育会議	障がいの予防及び早期発見、医療、保育、リハビリに至る各サービスを乳幼児期から成人期まで一貫して提供できる療育システムを協議するとともに、療育に関する対策を効果的に展開します。	未就学児の支援と就学後の支援との連携体制と、就学後の進学時の支援の連携体制を構築するため、情報の共有を図ります。	未就学児の支援と就学後の支援との連携体制と、就学後の進学時の支援の連携体制を構築するため、情報の共有を図りました。	16人		A		

令和2年度 子ども・子育て・若者支援プランに係る施策の取り組み・方向性

第2部 第2期子ども・子育て支援事業計画

【基本目標1】地域における子どもや子育て家庭への支援

施策の方向	施策番号	主な施策	施策の内容	令和2年度の取り組み・方向性	担当課
1 子育て相談の充実・情報	1-1-1-1	地域子育て支援拠点事業の充実	子育て支援センター（高砂・北部）を子育て支援の拠点施設として市民に周知するとともに、相談・支援事業の充実を図ります。	子育て支援センター（高砂・北部）を子育て支援の拠点施設として市民に周知するとともに、相談・支援事業の充実を図ります。高砂子育て支援センターにおいて、土・日曜日オープンルームを開設します。	子育て支援課 （子育て支援センター）
	1-1-1-2 【再掲6-2-1-1】	家庭児童相談室の充実	子育て支援室に家庭児童相談室を設置し、子育て支援の窓口として、各関係機関と連携して子育て相談支援の充実を図るとともに、利用者支援事業との連携を図ります。	子育て支援課の家庭児童相談室を中心に、子育て相談支援の窓口として、各関係機関と迅速に連携して支援の充実を図ります。	子育て支援課
	1-1-1-3 【再掲6-3-1-3】	保育所等巡回相談の充実	心理士等が保育所等を巡回し、発達検査・相談、職員等への相談・助言、環境整備、関係機関との連携を行うことで、発達が気になる子どもへの支援を行います。	保育所等職員や保護者への相談・助言指導、保育所等の環境整備、関係機関との連絡・調整を行い、発達が気になる子どもへの支援を行います。また、児童発達支援センターと協働できるよう調整していきます。	健康増進課
	1-1-1-4	青少年相談の充実	児童・生徒の暴力、非行、いじめ、不登校などに関する相談に応じ、関係機関との連携を密にして対応するよう相談体制の充実に努めます。	児童・生徒の暴力、非行、いじめ、不登校などに関する相談に応じ、関係機関との連携を密にして対応するよう、相談体制の充実に努めます。	未来戦略推進室 （青少年センター）
	1-1-1-5 【再掲6-2-1-2】	利用者支援事業の充実	利用者支援事業の基本型（子育て支援課）、特定型（幼児保育課）、母子保健型（健康増進課）が一体的に連携して相談体制の充実に努めます。また、利用者支援事業担当者連絡会を実施することにより、円滑な利用につなげます。	特定型（幼児保育課）と母子保健型（健康増進課）と連携して相談体制の充実に努めます。また利用者支援事業担当者連絡会を実施します。 他課の利用者支援事業と連携して相談体制の充実に努めます。 特定型（幼児保育課）と母子保健型（健康増進課）と連携して相談体制の充実に努めます。	子育て支援課 幼児保育課 健康増進課

施策の方向	施策番号	主な施策	施策の内容	令和2年度の取り組み・方向性	担当課	
提供機能の強化	1-1-1-6 【再掲6-1-2-4】	子ども家庭総合支援拠点の設置	子ども家庭総合支援拠点を開設し、子育て世代包括支援センターや要保護児童対策地域協議会、児童相談所等の連携を強化し、相談体制の充実を図ります。	子ども家庭総合支援拠点を開設に向けて、子育て世代包括支援センターや要保護児童対策地域協議会、児童相談所等の連携を強化し、相談体制の充実を図ります。	子育て支援課	
	② 子育て親子の仲間づくりへの支援	1-1-2-1	子育てサークルの育成	保育園・認定こども園での体験保育事業「らんらん」、公民館等での「すこやかグループ」活動を実施し、子育てサークルの育成を図ります。また、サークル支援として、活動場所の確保や遊びのキャラバンの開催、サークル間の情報交換や連携を深めるための交流会を実施します。	保育所での体験保育事業「らんらん」、公民館等での「すこやかグループ」活動など子育てサークルの育成を図るため、情報提供、活動場所の確保や遊びのキャラバンなどの開催を実施します。また、サークル間の情報交換や連携を深めるための交流会を実施します。	子育て支援課 (子育て支援センター)
		1-1-2-2	つどいの広場の活用	子育て支援センターにおいて、乳幼児を持つ親の子育ての不安や負担感を軽減するため、「つどいの広場」を開催します。また、子育て支援センターへ参加しにくい親子のため、地域の公民館等で「レッツゴーつどい」を実施します。	子育て支援センターにおいて、乳幼児を持つ親の子育ての不安や負担感を軽減するため、つどいの広場を開催します。また、子育て支援センターへ参加しにくい親子のため、地域の公民館等でレッツゴーつどいを実施します。	子育て支援課 (子育て支援センター)
	③ 子育て関連情報の提供体制の充実	1-1-3-1	情報誌等による情報の継続的な提供	子育てに関する情報誌「すこやか」「あそぼ」「子育てサークル紹介」等を継続して発行します。	子育てに関する情報誌「すこやか」「あそぼ」「子育てサークル紹介」等を継続して発行します。	子育て支援課 (子育て支援センター)
		1-1-3-2	子育て支援サービスに関する情報提供の充実	市ホームページや高砂市公式アプリ等、あらゆる媒体を活用しながら子育て支援に関する様々な情報を提供します。	市ホームページや高砂市公式アプリ等、あらゆる媒体を活用しながら子育て支援に関する様々な情報を提供します。	★子育て支援課 健康増進課
		1-2-1-1	地域子育てネットワーク事業の推進	声かけ運動や見守り運動を通して、地域の支援体制の充実に取り組みます。	継続的な声かけ運動や見守り運動を通して、地域の支援体制の充実に取り組みます。	生涯学習課

施策の方向	施策番号	主な施策	施策の内容	令和2年度の取り組み・方向性	担当課	
2 子育てを支える地域コミュニティの育成	① 子育てを支える地域コミュニティの育成	1-2-1-2	安全・安心のまちづくり活動の促進	P T Aや自治会等の地域組織等が自主的に「子どもの登下校の見守り」や「青色防犯パトロール」など、子どもの安全・安心を確保するためのまちづくり活動を推進します。	各地区青少年健全育成協議会が協力して園児、児童、生徒の登下校時に見守り活動を実施します。	未来戦略推進室 (若者・青少年支援担当)
					市内各種団体が協力し、児童の下校時に通学路での見守り活動等を実施します。	生涯学習課
					青色防犯パトロール車保有(管理)各課に対して、通常業務時における青色回転灯の点灯を促し、全庁的な青色防犯パトロール活動を発展継続していきます。	危機管理室
		1-2-1-3 【再掲5-2-1-6】	ファミリー・サポート・センター事業の推進	ファミリー・サポート・センター事業の普及啓発活動を強化し、提供会員・依頼会員の登録数の増加を図ることにより、援助活動を充実します。	ファミリー・サポート・センター事業の普及啓発活動を強化し、提供会員・依頼会員の登録数の増加を図ることにより、援助活動を充実します。	子育て支援課
	1-2-1-4	地域における子育て支援を担う人材育成	子育て支援センターが中心となり、子育てサークルの育成、支援の充実を図ります。また、ママボランティア講座を開催し、子育て支援を担う人材を育成するなど、地域の子育て力の向上に努めます。	子育て支援センターが中心となり、子育てサークルの育成、支援の充実を図ります。また、ママボランティア講座を開催し、子育て支援を担う人材を育成します。	子育て支援課 (子育て支援センター)	
	② 子育て支援拠点として支援の充実	1-2-2-1	子育て支援センターを核とした子育て支援の充実	子育て相談や情報提供事業、子育てサークル等のネットワーク化を図り、効果的な子育て支援が推進できる体制を整備します。 拠点となる子育て支援センターを核として、子育て家庭に関する支援の充実について、関係機関との連絡・調整を行います。	子育て相談や情報提供事業、子育てサークル等のネットワーク化を図り、効果的な子育て支援が推進できる体制を整備します。 拠点となる子育て支援センターを核として、子育て家庭に関する支援の充実について、関係機関との連絡・調整をします。	子育て支援課 (子育て支援センター)
		1-2-2-2	認定こども園・幼稚園・保育所を活用した地域支援の展開	認定こども園や幼稚園において、地域に開かれた子育て支援拠点として子育て支援事業やふれあい保育を行い、子育て相談や仲間づくり・交流事業を実施しながら子育て支援の充実を図ります。	認定こども園や幼稚園において、地域に開かれた子育て支援拠点として子育て支援事業やふれあい保育をおこない、子育て相談や仲間づくり・交流事業を実施しながら子育て支援の充実を図ります。	★幼児保育課 学校教育課

施策の方向	施策番号	主な施策	施策の内容	令和2年度の取り組み・方向性	担当課	
3 子どもの健全育成	①子どもの居場所づくり	1-3-1-1 【再掲6-2-2-1】 放課後子ども総合プランの推進	「たかさご放課後子ども総合プラン行動計画」に基づき、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、学習や多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後子ども教室・学童保育所の充実と、一体的かつ分野横断的な取り組みを推進します。	放課後等に子どもが安心して活動できる場の確保のため、異学年や地域の大人との交流の場を増やすため「放課後子ども教室」を実施します。	生涯学習課	
				生涯学習課及び子育て支援室と協力して放課後子ども総合プランの推進に努めます。	教育総務課	
				学童保育について、その利用ニーズに対応しつつ、適切な遊びと生活の場となるよう、施設の改善や整備、職員の研修等の充実に努めます。	子育て支援課	
		1-3-1-2	青少年仲間づくり事業の推進	将棋や工作教室、ハイキング、宿泊体験、工場見学等を通じて、他校区及び異年齢の青少年の交流を深め、こころ豊かな青少年の健全育成に努めます。また、高齢者とも交流する事業をはじめ、年齢を超えた仲間づくりを推進します。	将棋や工作教室、ハイキング、宿泊体験、工場見学等を通じて、他校区及び異年齢の青少年の交流を深め、こころ豊かな青少年の健全育成に努めます。	未来戦略推進室 (若者・青少年支援担当)
	1-3-1-3	子ども会活動の活性化	子ども会が円滑に運営できるよう、活動への助成を行い、子ども会活動の活性化を図ります。	子ども会が円滑に運営できるよう、活動への助成を行い、子ども会活動の活性化を図ります。	未来戦略推進室 (若者・青少年支援担当)	
	1-3-1-4 【再掲6-2-4-3】	「子ども食堂」に関わる団体への支援	「子ども食堂」の活動や、新たに開設をめざす団体を支援します。	各地区での定期開催が行われるよう「子ども食堂」の活動や、新たに開設をめざす団体を支援します。	子育て支援課	
	②有害環境対策の充実	1-3-2-1	インターネット上の有害情報対策の推進	子どもがインターネット被害に遭ったり、巻き込まれたりすることがないように、子どもが利用する携帯電話等にはフィルタリングを保護者に勧めるよう、携帯インターネット接続役務提供事業者に依頼を行います。また、サイバーパトロールの実施に努めます。	子どもたちがインターネット被害に遭わないよう、子どもが利用する携帯電話等にはフィルタリングを保護者に勧めるよう、携帯インターネット接続役務提供事業者に引き続き依頼を行います。	未来戦略推進室 (青少年センター)
		1-3-2-2	情報モラル教育の推進	SNSやインターネット等に係るトラブルを防止するため、子どもの発達段階に応じ、情報を主体的に選択・活用できる能力の向上を図る教育を実施します。	SNSやインターネット等に係るトラブルを防止するため、子どもの発達段階に応じて、正確な情報を主体的に選択・活用できる能力の向上を図る教育を実施します。	学校教育課

施策の方向	施策番号	主な施策	施策の内容	令和2年度の取り組み・方向性	担当課
③ 地域における非 行防止活 動の推進	1-3-3-1	非行防止啓発活動の推進	広報車による呼びかけやパトロール、広報「みちびき」の発行、広域街頭補導時に啓発資料の配布を行うなど、非行防止のための啓発に努めます。	広報車による呼びかけやパトロール、広報「みちびき」の発行、広域街頭補導時に啓発資料の配布などにより、非行防止に向け啓発に努めます。	未来戦略推進室 (青少年センター)
	1-3-3-2	青少年補導委員協議会活動の促進	各地区において、非行防止のために補導委員が定期的に巡回を実施するなど、活動の充実に努めます。また、補導委員の資質の向上を図るため、計画的に研修会を実施します。	補導委員が非行防止のため、定期的に地域巡回を実施するなど、補導活動の充実に努めます。また、補導委員の資質向上を図るため、効果的な研修会を実施します。	未来戦略推進室 (青少年センター)
4 子育てにかか る経済的負 担の軽減 ①各種制 度の普及	1-4-1-1	児童手当の給付	家庭における生活の安定と、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として児童手当を支給します。	家庭における生活の安定と、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として児童手当を支給します。	子育て支援課
	1-4-1-2 【再掲6-2-3-1】	子どもに関する医療費の助成	中学3年生までの児童の医療費と高校生世代の入院時一部負担金を無料とし、保護者の経済的負担を軽減します。	中学3年生までの児童の医療費と高校生世代の入院時一部負担金を無料とし、保護者の経済的負担を軽減します。	国保医療課
	1-4-1-3	養育医療費の助成	入院による養育が必要な未熟児を対象として、医療費の一部負担金及び入院時食事療養費の給付を行います。	入院による養育が必要な未熟児を対象として、医療費の一部負担金及び入院時食事療養費の給付を行います。	健康増進課
	1-4-1-4 【再掲6-2-3-2】	就学前教育・保育施設利用者負担の軽減	低所得世帯等や多子世帯の認定こども園・幼稚園・保育所の利用者負担の軽減を行います。	低所得世帯等や多子世帯の認定こども園・保育所の利用者負担の軽減を行います。	幼児保育課
	1-4-1-5 【再掲6-2-3-3】	学童保育所保育料の軽減	低所得世帯を対象に保育料の軽減を行います。また、制度の啓発に努めます。	低所得世帯を対象に保育料の軽減を行います。また、制度の啓発に努めます。	子育て支援課
	1-4-1-6 【再掲6-2-2-2】	小・中学校就学援助制度	経済的理由により、就学が困難な児童生徒の保護者に、学用品等必要な費用の一部を援助し、就学を支援します。	経済的理由により就学困難な市立小・中学校に在籍する児童・生徒の保護者に対して、就学費用の一部を援助します。	学務課
	1-4-1-7 【6-2-2-3】	高等学校奨学金の給付	経済的理由により、就学が困難な高等学校等在学者に奨学金を支給し、修学の支援を行います。	経済的理由により高等学校への修学が困難な生徒に対して奨学金を支給し、教育の機会均等を図ります。	学務課
	1-4-1-8 【再掲6-2-2-5】	幼児教育・保育の無償化	市の確認を受けた幼児期の教育及び保育を行う施設等について、幼児教育・保育の無償化を実施し、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図ります。	市の確認を受けた幼児期の教育及び保育を行う施設について無償化を実施し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。	幼児保育課

施策の方向	施策番号	主な施策	施策の内容	令和2年度の取り組み・方向性	担当課
	1-4-1-9 【再掲6-2-3-4】	給食費（副食費）無償化	給食費（副食費）の無償化について、国が定める範囲を拡充し、特定教育・保育施設等を利用する高砂市在住の3歳児から5歳児の子どもを対象として、給食費（副食費）の無償化を行い、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図ります。	特定教育・保育施設等を利用する高砂市在住の3歳児から5歳児の子どもを対象として、給食費（副食費）の無償化を実施し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。	幼児保育課

【基本目標2】親と子の心と体の健康づくり

施策の方向	施策番号	主な施策	施策の内容	令和2年度の取り組み・方向性	担当課
1 妊産婦・乳幼児に 関	2-1-1-1	子育て世代包括支援センターの運営	子育て世代包括支援センターの運営により、母子保健や育児に関する様々な問題や課題を一体的かつ円滑に対応するとともに、妊娠期から子育て期における切れ目のない支援を行います。	母子保健や育児に関する様々な問題や課題に円滑に対応するため、妊娠期から子育て期における切れ目のない支援をして子育て世代包括支援センターを運営していきます。	健康増進課
	2-1-1-2	利用者支援事業（母子保健型）	妊婦全員に保健師、助産師が面接を行い、ハイリスク者には支援プランを作成し、必要に応じて関係機関と連携を図り、切れ目のない支援を行います。	妊婦全員に保健師、助産師が面接を行い、ハイリスク者には必要に応じて支援プランを作成し、関係機関と連携し切れ目のない支援を行います。	健康増進課
	2-1-1-3	妊婦健康診査費助成事業の推進	疾病及び異常を早期発見、疾病の予防や支援により妊婦の健康増進を図るため、妊娠全期間を対象として規定の回数、妊婦健康診査費の一部を助成します。	疾病及び異常を早期発見、疾病の予防や支援により妊婦の健康増進を図るため、妊娠全期間を対象として規定の回数、妊婦健康診査費の一部を助成します。	健康増進課
	2-1-1-4	妊娠・出産に関する安全性の確保	医療と保健が連携した「養育支援ネット」の体制を充実し、安心して妊娠・出産できるように支援します。	医療と保健が連携した「養育支援ネット」の体制を充実し、安心して妊娠・出産できるように支援します。	健康増進課
	2-1-1-5	不妊・不育への支援	特定・一般不妊及び不育症治療に要する費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。また不妊相談については県の不妊専門総合相談や県実施の特定不妊治療費助成事業を案内します。	特定・一般不妊治療及び不育症治療に要する費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。また不妊相談については県の不妊専門総合相談を案内します。	健康増進課
	2-1-1-6	プレママサロンの開催	妊婦を対象に妊娠中の不安や心配を解消するため保健師・助産師・管理栄養士・歯科衛生士・心理士等による相談支援、ミニ健康教育、妊婦同士の交流、仲間づくりを行います。	妊娠中の不安や心配を解消するため保健師・助産師・管理栄養士・心理士等による相談支援、ミニ健康教育、交流や仲間づくりを行います。今年度より、希望あればプレパパも参加できるようにします。	健康増進課

施策の方向	施策番号	主な施策	施策の内容	令和2年度の取り組み・方向性	担当課
する切れ目のない保健対策の充実	2-1-1-7	産後ケア事業の実施	宿泊型・通所型は出産後の家族等からの支援を受けられず、育児や健康上の不安がある方を、訪問型は出産後に助産師による乳房ケアや育児相談を必要とする方を対象とし、お母さんと赤ちゃんの新生活を支援します。	宿泊型・通所型は出産後の家族等からの支援を受けられず、育児や健康上の不安がある方を、訪問型は出産後に助産師による乳房ケアや育児相談を必要とする方を対象とし、お母さんと赤ちゃんの新生活を支援します。	健康増進課
	2-1-2-1	乳児家庭全戸訪問事業の充実	母子保健推進員などが、生後4か月未満児の家庭に訪問し、子育てに役立つ情報と予防接種手帳等を提供し、支援が必要な家庭には適切なサービス提供につなげます。	母子保健推進員などが生後4か月未満の赤ちゃんのいる家庭に訪問し、子育てに役立つ情報と予防接種手帳を提供します。また、支援が必要な家庭には適切なサービス提供につなげます。	健康増進課
	2-1-2-2	ひだまりサロンの充実	1歳未満の乳児と保護者を対象に、親の不安や心配を解消するため、保健師・助産師・歯科衛生士・管理栄養士等による相談支援、ミニ健康教育、保護者の交流・仲間づくりを行います。	1歳未満の乳児と保護者を対象に、親の不安や心配を解消するため、保健師・助産師・歯科衛生士・管理栄養士等による相談支援、ミニ健康教育、保護者の交流・仲間づくりを行います。	健康増進課
	2-1-2-3	乳児保健相談、10か月児・1歳6か月児・3歳児健康診査の実施	定期的実施している健康診査への受診を促進し、子どもの心身の健やかな成長を支援するため、乳児保健相談、10か月児・1歳6か月児・3歳児健康診査を実施します。	定期的実施している健康診査への受診を促進するとともに、育児相談を行う等、子どもの心身の健やかな成長を支援するため、乳児保健相談、10か月児、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査の実施します。	健康増進課
	2-1-2-4	乳幼児相談（電話・面接・家庭訪問）の充実	妊婦や乳幼児の保護者の不安や心配を解消するため、相談や訪問指導の体制を充実します。	妊婦や乳幼児の保護者の不安や心配を解消するため、相談体制を充実します。	健康増進課
	2-1-2-5	5歳児相談の実施	年度中に5歳を迎える子どもの保護者を対象に相談支援を行い、安心して就学を迎えることができるよう支援し、必要に応じて専門相談機関を紹介します。	5歳児となる保護者を対象に、安心して就学を迎えられるよう引き続き相談支援を行います。	健康増進課
2 成人期 保健対策	2-2-1-1	児童・生徒に対する保健・健康教育の推進	中学生を対象に、保健体育の時間等を活用した性教育や薬物乱用防止教育等を計画的に行います。	中学生を対象にして、保健体育の時間等において、性教育や薬物乱用防止教育を年間指導計画に位置づけて実施します。	学校教育課
	2-2-1-2	未成年の喫煙・飲酒防止のための啓発	未成年や妊婦の喫煙防止、飲酒防止に向けた啓発を行います。	兵庫県など各部署からの最新の媒体を活用しながら、啓発活動を行います。	健康増進課

施策の方向	施策番号	主な施策	施策の内容	令和2年度の取り組み・方向性	担当課	
策に の向 の充 け 実 た	② ころ の問 題に 関す る相 談支 援の 充実	2-2-2-1 【再掲6-2- 1-3】	教育相談の充実	子どもや保護者の様々な悩みに対応するため、スクールカウンセラーによる相談を実施するとともに、6中学校区に配属したスクールソーシャルワーカーや市、県の関係機関と連携するなど、教育相談体制の充実を図ります。	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが子どもや保護者の相談に乗ったり、市、県の関係機関と連携しつつ支援したりして、教育相談体制を充実させます。	学校教育課
3 食育の 推進	① 「食 育」に 関す る啓 発・学 習の 推進	2-3-1-1	食生活に関する知識の普及・啓発	離乳食実習（もぐもぐの会）や親子での幼児食実習（とんとんコトコトの会）など、体験実習や育児相談の場を設け、「食」への関心を高め、食育について考える機会を提供します。	離乳食作りや親子調理教室などの調理実習は、前年度と同様に実施し、「食」への関心を高めるために、食に関する様々な媒体を活用し情報提供を行います。	健康増進課
		2-3-1-2	学校・園における「食」に関する学習や体験の推進	認定こども園・幼稚園・保育所・学校において、発達段階に応じた、調理実習や食に関する学習、情報提供を推進します。また、「命」あるものへの理解を深める取り組みを進めます。	園児の年齢に応じた調理実習や様々な体験を通して食育を推進します。 子どもの発達段階に応じて、調理実習や食に関する学習を実施し、「命」あるものへの理解と感謝の心を育む取組を継続します。	幼児保育課 学校教育課
		2-3-1-3	「食育」の推進	認定こども園・幼稚園・保育所の給食や学校給食に、地産地消、伝統料理・行事食を取り入れることにより、「食育」の推進を図ります。また、保護者への資料配布により、子どもや各家庭へ「食育」の重要性について普及・啓発を図ります。	保育所等給食にて地産地消に取り組みながら、食育の啓発を図ります。また、食育に関することなどを園だより、給食だより等に掲載し、積極的に食育に関する情報を発信していきます。	幼児保育課
					学校給食に地産地消、伝統料理、行事食をとり入れ、学校給食を活用した食育を進めます。 市の家庭学習啓発資料、給食だより、学校園便り等の配布により、「食育」の重要性についての普及・啓発を図ります。	学務課 学校教育課
4 小児 医	① 地域 医療の 充実	2-4-1-1	小児保健医療水準を維持・向上させるための環境整備	乳児死亡や不慮の事故死亡が起こらないよう事故防止の健康教育を実施します。また、「子どもの急病対応ガイドブック」を配布し、軽症患者の安易な時間外受診の抑制を図ります。	新生児死亡・乳児死亡・不慮の事故死亡が起こらないよう事故防止の健康教育を実施します。また、「子どもの急病対応ガイドブック」を配布し、軽症患者の安易な時間外受診の抑制を図ります。	健康増進課
		2-4-1-2	かかりつけ医の体制整備	日常的に相談でき、緊急の場合にも対処してくれる「かかりつけ医師、歯科医師」をもつよう啓発します。	日常的に相談でき、緊急の場合にも対処してくれる「かかりつけ医師」「歯科医師」をもつよう啓発します。	健康増進課

施策の方向	施策番号	主な施策	施策の内容	令和2年度の取り組み・方向性	担当課
療の充実 ②救急医療体制の整備	2-4-2-1	一次救急医療の充実	医師会等の協力を得て、夜間急病センター、休日・祝日等の救急医療体制を整備・充実します。	医師会等の協力を得て、夜間急病センター、休日・祝日等の救急医療体制を整備・充実します。	健康増進課
	2-4-2-2	二次救急医療の充実	初期救急医療機関からの転送患者や救急車からの搬送患者に対する医療を行う二次救急体制、施策を充実します。	初期救急医療機関からの転送患者や救急車からの搬送患者に対する医療を行う二次救急体制、施策を充実します。	健康増進課

【基本目標3】子どもの健やかな成長に向けた教育・保育の充実

施策の方向	施策番号	主な施策	施策の内容	令和2年度の取り組み・方向性	担当課	
1 幼児教育・保育の一体的	①認定こども園への移行促進	3-1-1-1	市立幼稚園・保育所の認定こども園への移行	市立幼稚園・保育所について、幼保連携型認定こども園への移行を推進します。	荒井地区について、地域、保護者説明をしながら関係課と協議し、認定こども園への移行を推進していきます。	幼児保育課
		3-1-1-2	私立保育所の認定こども園への移行促進	私立保育所に対して、保育所型認定こども園や幼保連携型認定こども園への移行を促進します。	幼児保育課と連携し、職員に対して移行への意識づけ、保護者への説明について計画的に実施します。	学校教育課
		3-1-2-1	保育士の確保	兵庫県保育士・保育所支援センターや県の保育士人材確保研修等事業、ハローワークの潜在保育士マッチング事業等を通じ、また、保育士就職相談会等を開催し、保育士資格を持つ人材の確保に向けた取り組みを強化します。	私立施設に関しても認定こども園へ移行促進していきます。	幼児保育課
	3-1-2-2	幼児教育・保育従事者の資質の向上	年間の研修計画を作成し、資質の向上につながるような各種研修を実施し、人材の育成に努めます。また、子どもたちの健やかな育ちを等しく保障していくため、幼稚園教諭、保育士、保育教諭による合同研修、人事交流などを推進します。	年間研修計画に基づき、各種研修を実施し、また幼稚園教諭、保育士、保育教諭の合同研修及び新任研修等を実施するなど資質の向上に努めます。	幼児保育課	
				子どもたちの健やかな育ちを保障するため、幼稚園教諭、保育士、保育教諭による合同研修、人事交流等を推進します。	学校教育課	

施策の方向	施策番号	主な施策	施策の内容	令和2年度の取り組み・方向性	担当課	
提供と質の向上	②幼児教育・保育の質の向上	3-1-2-3	地域とともにある幼児教育・保育環境の充実	地域の人々や団体等と連携を図り、工夫をしながら、地域に開かれた特色ある幼児教育・保育環境づくりを推進します。	地域の人々や団体等と連携を図り、工夫をしながら、地域に開かれた特色ある幼児教育・保育施設づくりを推進します。 優れた地域人材をゲストティーチャーとして迎え、教育・保育内容の充実を図る取組を継続実施します。	幼児保育課 学校教育課
		3-1-2-4	幼児教育・保育施設の改善・整備	老朽化した幼稚園・保育所の改築、地域に開かれた施設として多様なニーズに対応できるよう幼児教育・保育施設を整備します。	曾根、米田地区の整備事業を進めていくとともに、老朽化した私立施設の整備を進めていきます。	幼児保育課
		3-1-2-5	幼児教育アドバイザーによる巡回指導	幼児教育・保育の質の向上を図るため、教育・保育についての専門性を持つ幼児教育アドバイザー等を配置し、各園へ巡回を行い、研修等により助言・指導を行います。	幼児教育・保育の質の向上を図るため、教育・保育についての専門性を持つ幼児教育アドバイザー等を配置し、各園へ巡回を行い、研修等により助言・指導を行います。	★幼児保育課 学校教育課
		3-1-2-6	外国人幼児等への支援・配慮	国際化の進展に伴い、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などに対して、適切な支援・配慮を行います。	国際化の進展に伴い、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などに対して、適切な支援・配慮を行います。	★幼児保育課 学校教育課
2 生きる力を育む学	①認幼保小中の連携、「高砂市小中一貫教育」の推進	3-2-1-1	幼児教育・保育と小中学校の連携	認定こども園、幼稚園、保育所と小中学校との円滑な接続のため、ジョイントカリキュラムを活用するとともに交流行事を行うなど、積極的な連携を図ります。	小学校との円滑な接続のために、ジョイントカリキュラムによる実践や小学校体験入学を行う等、積極的連携を推進します。 ジョイントカリキュラムを活用するとともに、交流行事を通して、円滑な接続を図るために、積極的に連携を進めます。	学校教育課 幼児保育課
		3-2-1-2	小中一貫教育・連携教育の推進	全市的に、「高砂市小中一貫教育」に取り組み、子どもたちの「まなぶ力」「あたたかい心」の育成に取り組みます。	全市的に「高砂市小中一貫教育」に取り組み、子どもたちの「まなぶ力」「あたたかい心」の育成に取り組みます。	学校教育課
		3-2-2-1	確かな学力の育成	指導方法の工夫や改善を行いながら、すべての子ども一人ひとりに「わかる・できる喜びと学ぶ楽しさ」を実感させる学習指導を行うとともに、主体的に取り組む態度を育み、「確かな学力」を育成します。	教師の指導方法の工夫・改善により、子どもたちが、わかるできる喜びと学ぶ楽しさを実感できる学習指導を充実し、「確かな学力」の保障に努めます。	学校教育課

施策の方向	施策番号	主な施策	施策の内容	令和2年度の取り組み・方向性	担当課
校教育の推進 ②「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育む学校教育の推進	3-2-2-2	道徳教育の推進	生命を大切にする心や他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識等の道徳性を身に付けられるよう、道徳教育推進教師を中心に道徳教育の充実を図ります。	道徳推進教師を中心に、全ての教育活動において子ども達の道徳性や豊かな心の伸長を目指した取組を、組織的、計画的に展開します。	学校教育課
	3-2-2-3	体験活動の推進	環境体験学習、自然学校、野外活動、社会奉仕体験、福祉体験、トライやる・ウィーク等、子どもの発達段階に応じた体験活動を取り入れ、様々な体験を通して、豊かな感性や創造性、社会性などを育成します。	子どもの発達段階に応じた体験活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、社会性や自主的・実践的な態度を育成します。	学校教育課
	3-2-2-4	規範意識の醸成	学校・家庭及び警察等の関係機関と緊密な連携のもと、暴力行為、万引き等の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応を図り、生徒指導・教育相談の充実に努めます。	小・中学校ごとに生徒指導担当者及び関係機関の参加による会議を定期的に行い、情報交換や事例検討会による未然防止に資する取組を進めます。	学校教育課
				警察や東播少年サポートセンター等の関係機関と連携を密にし、児童生徒の非行防止、問題行動への未然防止や早期対応等を図ります。	未来戦略推進室 (青少年センター)
	3-2-2-5	いじめへの対応の充実	「悩み相談シート」や「生活アンケート」を活用して早期発見・早期対応に努めるとともに、「いじめ防止基本方針」に従って、インターネットやソーシャルメディアにおけるトラブルも含め、いじめ防止対策を推進します。	「悩み相談シート」「生活アンケート」により、いじめの早期発見、早期対応に努めるとともに、「いじめ防止基本方針」に則り、情報モラル教育や道徳・人権教育はもとより教育活動全体の中で、いじめ防止対策を推進します。	★学校教育課 未来戦略推進室 (青少年センター)
	3-2-2-6	不登校対策の充実	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、適応指導教室、関係機関が連携して、不登校の未然防止、早期発見・早期対応に努め、不登校問題の解消をめざします。	教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、適応指導教室、関係機関等が連携して個に応じた支援を行い、不登校の未然防止、早期発見・早期対応及び将来の社会的自立の支援に努めます。	学校教育課
	3-2-2-7	体力・運動能力向上の取り組みの推進	運動・スポーツ活動の楽しさや喜びを実際に体験することにより、子どもたちが積極的に運動に親しむ意欲を養い、体力・運動能力の向上を図ります。	小・中学校において、体育科の授業を核として教育活動全体を通じて、子ども達に運動・スポーツ活動の楽しさを体験させるとともに、体力・運動能力の向上を図ります。	学校教育課

施策の方向		施策番号	主な施策	施策の内容	令和2年度の取り組み・方向性	担当課
③ 地域とともにある学校づくりの推進		3-2-2-8	職業教育・キャリア教育の充実	トライやる・ウィークや総合的な学習の時間等の体験を生かし、中学生が乳幼児とのふれ合う時間を充実させ、将来の親としての意識を高めます。	トライやるウィークや家庭科な学習の時間等での体験活動を通して、中学生の乳幼児との触れ合いの時間を充実させ、将来の親としての意識を高めます。	学校教育課
		3-2-2-9	外国人児童生徒等への支援	すべての教育活動の中で外国人児童生徒の自尊感情を促すとともに、自己実現が図れるように支援します。	すべての教育活動の中で、外国人児童生徒が自尊感情の高揚と自己実現を図れるように支援します。	学校教育課
	3-2-3-1	学校評価システムの導入	学校評議員制度を活用し、教育活動の実施状況やその成果を情報提供し、意見等を取り入れて、教育活動の改善を図ります。	学校評議員制度を活用し、学校評価をもとにして学校の取組の検証と成果の共有等を行い、教育活動の改善を図ります。	学校教育課	
	3-2-3-2	家庭、地域と連携した特色ある教育活動の推進	オープンスクールや行事等で、地域人材や保護者等をゲストティーチャーとして学校に招いて授業を行う等、特色ある教育活動を推進します。	オープンスクールや行事等で、地域人材や保護者等を指導ボランティアとして学校に招く等、特色ある教育活動を推進します。	学校教育課	
3 多様な体験・交流活		3-3-1-1	みのり会館事業の推進	人権が大切にされる地域づくりと子どもの健全育成を図るため、児童・生徒の書道講座を通じての交流事業、自主学習のため図書室の開放など隣保館の有効な活用に努めます。	人権が大切にされる地域づくりと子どもの健全育成を図るため、児童・生徒の書道講座を通じての交流事業、自主学習のため図書室の開放など隣保館の有効な活用に努めます。	みのり会館
		3-3-1-2	スポーツ・レクリエーション活動の推進	地域や各種団体等と連携・協働し、多くの子どもが運動、遊びを楽しむことのできる機会の充実に努めます。	小学生対象の柔道、少林寺拳法、相撲、陸上、バレーボールの教室各30回実施します。また、親子体力測定会についても継続して実施します。	文化スポーツ課
		3-3-1-3	姉妹都市との交流事業の推進	ラトローブ市との交流事業を実施し、友好親善を深めるとともに、青少年の国際理解を深め、国際交流協力を貢献できる人材の育成を図ります。	ラトローブ市から親善大使の派遣受入れを行い、国際理解を深めます。	文化スポーツ課 (国際交流協会)
		3-3-1-4	工場見学・ものづくり体験情報の提供	子どもの「ものづくり」に対する意識向上と理解を深めるため、歴史や文化を学びながら、ものづくり体験、見学ができる工場の見学情報を提供します。	子どもの「ものづくり」に対する意識向上と理解を深めるため、歴史や文化を学びながら、ものづくり体験、見学ができる工場の見学情報を提供します。	産業振興課

施策の方向	施策番号	主な施策	施策の内容	令和2年度の取り組み・方向性	担当課
動 の 推 進 ①体験・ 交流活動 の機会や 場の充実	3-3-1-5	料理教室の実施	漁村ならではの家庭料理や郷土料理などを知ってもらうため、市内で水揚げされた魚・海産物を使用した料理教室の場を提供します。また、併せて市内の漁業と地球環境保全に関する講習を行います。	漁村ならではの家庭料理や郷土料理などを知ってもらうため、市内で水揚げされた魚・海産物を使用した料理教室の場を提供します。また併せて市内の漁業と地球環境保全に関する講習を行います。	産業振興課
	3-3-1-6	エコ教室事業の推進	第2次高砂市環境基本計画に示す環境学習分野における基本目標達成のため、今後も環境意識の醸成に資する取り組みを継続して行います。	エコ教室サポートガイド事業に掲げる環境啓発事業や、地域の環境に直接触れ合う環境学習啓発推進事業を実施することにより、次世代を担う子ども達へ環境保全の意識向上を図ります。	環境政策課
	3-3-1-7	生ごみの資源化等のごみ減量化教室の開催	小学校（4年生を対象）において、ダンボールコンポストを使った給食調理くずのリサイクル（堆肥化）をクラスごとに体験してもらい、経験を通じて地球環境やリサイクル等についての知識・理解を深める環境学習を実施します。	小学校（4年生を対象）において、ダンボールコンポストを使った給食調理くずのリサイクル（堆肥化）をクラスごとに体験してもらい、経験を通じて地球環境やリサイクル等についての知識・理解を深める環境学習を実施する予定です。	計画管理課
	3-3-1-8	インターンシップの受け入れ	次代を担う子どもたちの勤労観・職業観を形成するため、高校生を対象としたインターンシップの受け入れ体制を整え、「勤労体験」「職業体験」活動の場を提供します。	高等学校から要望があれば、要綱に沿って事務を行い、受入れできる部署があれば受入れを行っていきます。	★人事課 関係課
	3-3-1-9	歴史体験の充実	学校と連携して民具や考古資料に実際にふれることのできる体験学習や親子で古代の道具作りを通して、歴史体験ができる機会を提供します。また、小学校教員を対象に民具講習会を実施するとともに、各小学校に向けた民具の貸出や、歴史民俗資料室の見学を実施します。	小学生の親子を対象に「マガタマ作り」、竜山石を使った「作品作り・石割体験」、「高砂染体験」など歴史体験教室を実施予定です。 また小学校教員対象の民具講習会を実施し、各小学校にむけて民具の貸出や、歴史民俗資料室の見学を実施予定です。	生涯学習課
	3-3-1-10	高砂の歴史や伝統文化を学び、体験する機会の充実	謡曲「高砂」をはじめ、ふるさとの歴史や伝統文化を学ぶ機会を提供します。	高砂文化教室「高砂学」活動編「まち歩き」を1回、「浜のかあちゃんの親子料理教室」を1回、「お琴の体験教室」を1回、「高砂こども狂言ワークショップ」を6回実施予定です。	文化スポーツ課

施策の方向	施策番号	主な施策	施策の内容	令和2年度の取り組み・方向性	担当課
	3-3-1-11	世代間交流事業の推進	青少年健全育成連絡協議会が主体となり、世代間交流に向け、小学校区ごとに夏祭りやとんど等のイベントを実施します。	世代間交流を促進するため、各地区青少年健全育成協議会が夏祭りやとんど等のイベントを実施します。	未来戦略推進室 (若者・青少年支援担当)
4 学校・家庭・地域・社会の連携	3-4-1-1	子育て学習活動の推進	子育てに関わる諸機関と連携し、親への子育て支援の場を拡大するとともに、活動グループや団体の育成を図ります。	子育てに関わる諸機関と連携し、親への子育て支援の場を拡大するとともに、活動グループや団体の育成を図ります。	子育て支援課 (子育て支援センター)
	3-4-1-2	図書館事業の推進	学校や他部局の協力を仰ぎ、高砂市子ども読書活動推進計画に基づいた取り組みを推進します。	学校や他部局の協力を仰ぎ、高砂市子ども読書活動推進計画に基づいた取り組みを推進します。	生涯学習課
	3-4-1-3	児童福祉週間事業の推進	児童福祉週間にあわせ、子どもや子育てに関する広報活動や行事の開催を行い、子育て意識の高揚、子どもの人権尊重を促進します。	児童福祉週間にあわせ、子どもや子育てに関する広報活動や行事の開催を行い、子育て意識の高揚、子どもの人権尊重を促進します。	子育て支援課
	3-4-2-1	学校施設の活用	地域住民や子どもたちの交流促進の場を提供するため、教室や体育館及び運動場を開放し、地域の交流促進に努めます。	学校施設を活用し、地域の交流促進に努めます。	教育総務課
	3-4-2-2	学校・家庭・地域の連携・協力による健全育成の取り組みの推進	情報モラル教育、食育、不登校対策、非行・いじめ防止、児童虐待防止等について、より一層、連携・協力して対応していく体制を確立します。	子どもたちの健全育成のために、PTAの会合や学校・園便り等において、保護者の関心や意識を高めるための啓発を行い、家庭との連携・協力体制の構築に努めます。	学校教育課
				学校や園、地域と連携を深め、健全育成の取り組み体制の確立を図ります。	子育て支援課

【基本目標4】子どもや子育て家庭にやさしい生活環境の整備

施策の方向	施策番号	主な施策	施策の内容	令和2年度の取り組み・方向性	担当課	
1 子どもや子育て	①安心して外出できる環境整備	4-1-1-1	道路や交通施設のバリアフリーの推進	歩道と通路の段差の解消、公園の段差解消等の整備に努めます。	国等の補助メニューについて、さらに情報収集に努めるとともに、その他の段差解消の方法について検討します。	建設課
		4-1-1-2	マタニティマークの普及啓発	妊娠、出産に関する安全性と快適さの確保をめざし、母子健康手帳の交付時にマタニティマークキーホルダーとステッカーを配布します。	妊娠、出産に関する安全性と快適さの確保をめざし、母子健康手帳の交付時にマタニティマークキーホルダーとステッカーを配布します。	健康増進課

施策の方向	施策番号	主な施策	施策の内容	令和2年度の取り組み・方向性	担当課	
家庭に配慮したまちづくりの推進	②子どもの遊び場等の確保	4-1-2-1	公園・緑地の整備	市民の身近なレクリエーションの場として、公園・緑地の整備を進めます。また、同時に災害発生時には避難場所として利用できるよう、施設や設備の充実を進めます。また経年劣化した公園施設の修繕を計画的に行うなどの取り組みを通して、安全性や防災性の向上を図ります。	経年劣化した公園施設の計画的な修繕を行い、安全性の向上を図ります。	建設課
		4-1-2-2	自然とふれあえる環境の整備	市ノ池公園、鹿島・扇平自然公園等、子どもが自然とふれあえる環境を整備します。	鹿島・扇平自然公園等、子どもが自然とふれあえる環境を整備（下草刈り）します。	産業振興課
		4-1-2-3	遊び場の充実	子どもから高齢者まで気軽に休める憩いの場として公園を整備し、居住環境の向上を図ります。	広域ごみ処理施設関連事業に伴い、梅井地区において、新公園建設のための実施設計を行います。	建設課
2	4-2-1-1	学校・園における安全対策と危機管理体制の確立	不審者対策や安全教育について訓練も含め年間計画に位置づけ、計画的に実施します。また、緊急通報システムを活用し、防犯体制の充実を図ります。また、危機対応ハンドブックを活用した教職員の安全への意識向上を図ります。	施設と連携を深め防犯体制の充実を図ります。	幼児保育課	
				学校や園と連携を深め、防犯体制の充実を図ります。	教育総務課	
4-2-1-2	見守り活動の推進	PTAや地域の団体が自主的に実施する「登下校の見守り」等の活動を支援するとともに、市民の防犯意識の向上、参加者の増加に向けた取り組みを推進します。	各地区青少年健全育成協議会が園児、児童、生徒の登下校時の安全確保を図るため、子ども見守り活動を行います。	未来戦略推進室 (若者・青少年支援担当)		
			高砂市地域見守り防犯カメラ設置補助事業を継続実施し、地域団体等による自主的な防犯環境の整備を図ります。また、公共施設への防犯カメラ設置について、防犯カメラ設置計画に従い、市公共施設への防犯カメラ設置を進めていきます。引き続き、防犯出前講座や各種広報媒体などあらゆる機会を通じ、防犯カメラ設置補助事業の周知徹底を図ります。	危機管理室		

施策の方向	施策番号	主な施策	施策の内容	令和2年度の取り組み・方向性	担当課
子どもの安全の確保 ① 防犯・防災対策の充実	4-2-1-3	防犯・防災出前講座の実施	学校・園に出向いて、子どもたちや教職員の防犯・防災意識の向上を図るための出前講座を継続的に実施します。	各施設を所管する部署と連携をとり、随時、防犯訓練を実施するとともに、不審者・事件情報入手時は、速やかに各施設を訪問し、職員に対するタイムリーな防犯指導を実施します。	危機管理室
	4-2-1-4	不審者情報の提供	不審者情報を、学校・園にFAXで配信します。また、「見守りネット」登録者にはメールで情報を配信します。「ひょうご防犯ネット」を通じて、登録者にメールで情報を配信します。今後は、登録者の拡大に努めます。	「ひょうご防犯ネット」や学校・園からの不審者情報をFAXで配信します。また、「見守りネット」登録者にメールで情報を配信し、登録者の拡大にも努めていきます。	未来戦略推進室 (青少年センター)
				現行のひょうご防犯ネットへの加入促進活動を継続実施していきます。	危機管理室
	4-2-1-5	子ども見守り放送の実施	小学校低学年児童の下校時間に合わせ、防災無線を通じて音楽を流し、地域住民に下校の見守りを促します。	小学校低学年児童の下校時間に合わせ、防災無線を通じて音楽（月の沙漠）を流し、下校時の見守りを地域住民へ促します。	未来戦略推進室 (青少年センター)
	4-2-1-6	パトロールの実施	子どもたちの安全を確保するため、公用車により、通学路及び認定こども園・幼稚園・保育所・学校周辺のパトロールを実施します。	子どもたちの安全・安心を図るため、公用車による、通学路及び認定こども園・幼稚園・保育所・学校周辺のパトロールを実施します。	未来戦略推進室 (青少年センター)
	4-2-1-7	防犯灯の設置	要望等により、暗い通りや見通しのきかないところへの防犯灯の設置を行います。	住民からの要望により、暗い通りや見通しのきかないところに防犯灯を設置していきます。	建設課
	4-2-1-8	防犯カメラの設置補助	地域団体が行う見守り活動を防犯カメラ設置面から支援する取り組みを推進します。	高砂市地域見守り防犯カメラ設置補助事業を継続実施し、地域団体等による自主的な防犯環境の整備を図ります。また、公共施設への防犯カメラ設置について、防犯カメラ設置計画に従い、市公共施設への防犯カメラ設置を進めていきます。防犯出前講座や各種広報媒体などあらゆる機会を通じ、防犯カメラ設置補助事業の周知徹底を図ります。	危機管理室

施策の方向	施策番号	主な施策	施策の内容	令和2年度の取り組み・方向性	担当課
	4-2-1-9	総合防災訓練	地震による大規模災害に対応するため、各防災関係機関や消防団、自治会など地域住民と合同で防災訓練を継続的に行い、防災力の強化を図ります。	地域住民参加のもと、コミュニティ防災拠点である中筋小学校に於いて、避難訓練等を実施することにより、減災意識の高揚を図り、コミュニティ防災力を強化します。	危機管理室
②交通安全対策の推進	4-2-2-1	交通安全教室の開催	学校・園と連携して交通安全教室を開催し、子ども及び保護者の交通安全意識の向上に努めます。	分かり易くより効果的な参加・体験型の交通安全教育を実施するとともに、保護者に対する交通安全教育についても継続的に行うことで、家庭から交通安全の意識を高め、交通事故防止に努めます。	まちづくり部管理課
	4-2-2-2	交通安全の普及・啓発事業の推進	チャイルドシート及び全席シートベルトの着用徹底についての啓発等に努め、自転車乗車時のヘルメット着用の促進と合わせ、交通安全意識の高揚を図ります。	自転車乗車時のヘルメットの着用及び全席シートベルト、チャイルドシートの着用の徹底について講話及び啓発を行い着用を習慣づけます。	まちづくり部管理課
	4-2-2-3	通行の安全確保	歩道やカーブミラーを設置し、通行の安全確保に努めます。	住民からの要望により、見通しの悪いところにカーブミラーを設置していきます。	建設課
	4-2-2-4	通学路の安全確保	学校・関係機関と連携し、通学路の交通安全合同点検を実施し、必要な対策について協議します。	通学路交通安全プログラムに基づき、点検を実施し、通学路の安全確保を図ります。	★学務課 まちづくり部管理課 建設課
	③子どもの事故防止に関する啓発	4-2-3-1	子どもの事故防止に関する普及・啓発	乳幼児健診などのあらゆる機会を捉え、家庭内や屋外で起こりうる子どもの事故について、対策・防止方法などの普及・啓発に努めます。	乳幼児健診等のあるあらゆる機会を捉え、家庭内や屋外で起こりうる子どもの事故について、対策・防止方法などの普及・啓発に努めます。
4-2-3-2		警告立看板の設置推進	ため池などの危険箇所を点検・調査し、危険箇所には警告立看板を設置します。	ため池などの危険箇所を点検・調査し、危険箇所には警告立看板を設置します。	未来戦略推進室 (青少年センター)

【基本目標5】仕事と子育ての両立支援

施策の方向	施策番号	主な施策	施策の内容	令和2年度の取り組み・方向性	担当課
	5-1-1-1	発達段階に応じた人権教育の推進	各発達段階において男女平等や相互理解、協力について、個性や能力に応じた学習を実施します。	道徳、総合的な学習の時間、特別活動等の教育活動全体で男女平等や相互理解、協力についての学習を実施します。	学校教育課

施策の方向	施策番号	主な施策	施策の内容	令和2年度の取り組み・方向性	担当課	
1 ワーク・ライフ・バランスの推進	① 男性の子育てへの参加促進	5-1-1-2	男性の家事・育児への参加の促進	男性の意識改革を図るための講座を継続的に実施します。	「お父さん応援講座」及び「男性の料理教室」を開催し、男性の意識改革の推進を図ります。 父親講座を開催し、男性の子育てへの意識向上を図り、家事・育児への参加を促進します。	未来戦略推進室 (男女共同参画センター) 子育て支援課 (子育て支援センター)
		5-1-1-3	子育て体験集の発行	子育ての体験談や子育て家庭の様子を募集し、まとめ、公表します。	子育ての体験や子育て家庭の様子を「子育て川柳」として募集し、まとめ、公表します。	子育て支援課 (子育て支援センター)
		5-1-2-1	職業能力開発と技術・資格取得のための情報提供	各関係機関の職業能力開発と技術・資格取得の情報提供を充実するとともに、就業機会の拡大のための支援を行います。	各関係機関の職業能力開発と技術・資格取得のパンフレットを配置し、情報提供を行います。	未来戦略推進室 (男女共同参画センター)
	② 再就職への支援の充実	5-1-2-2	女性の再就職支援事業の推進	出産や育児、介護などで就業を中断し、再び就職や起業、在宅ワークなどのチャレンジをしたいと考えている女性への支援を行います。また、ハローワークと連携し、チャレンジするための情報提供に努めます。	「女性のための再就職応援セミナー」及び「女性のための働き方セミナー」を実施し、チャレンジをしたいと考えている女性への支援を行います。また、ハローワーク加古川（マザーズコーナー）との連携により求人情報の提供を行います。 ハローワーク加古川との共催による地元企業就職面接会を開催し、市内での就職に向けてマッチングの場を設けます。	未来戦略推進室 (男女共同参画センター)
		5-1-3-1	ホームページを活用した情報提供	市ホームページ内の「労働に関するお知らせ」ページに仕事と子育ての両立支援に関する情報を掲載します。	市ホームページ内の「労働に関するお知らせ」ページに仕事と子育ての両立支援に関する情報を掲載します。	産業振興課
	③ 子育てしやすい雇用環境の整備	5-1-3-2	働く場での母性保護や健康に関する相談の充実	母性保護の観点や健康に関する相談を随時受け付けます。	母性保護の観点や健康に関する相談を随時受け付けます。妊婦面談時にパンフレットを使用して説明をします。	健康増進課
		5-1-3-3	職場環境の改善に向けた事業者への啓発	労働時間の短縮や、パートタイム、派遣労働者等の労働条件の向上に向けた関係法規の周知徹底を図るため、チラシの配布や広報誌の活用などを通じて啓発を行います。また、仕事と育児・家庭が両立しやすい企業文化について、パンフレット等を用いて普及・啓発を行います。	労働時間の短縮や、パートタイム、派遣労働者等の労働条件の向上に向けた関係法規の周知徹底を図るため、チラシの配布や広報誌の活用などを通じて啓発を行います。また、仕事と育児・家庭が両立しやすい企業文化について、パンフレット等を用いて普及・啓発を行います。	産業振興課

施策の方向	施策番号	主な施策	施策の内容	令和2年度の取り組み・方向性	担当課
2 多様な保育事業等の充実	①多様な保育ニーズへの対応	5-2-1-1	乳児保育事業の充実 保育の必要なすべての乳児を受け入れられるよう、供給体制の充実を図ります。	保育士の確保に努め、保育の必要なすべての乳児を受け入れる体制の充実を図ります。	幼児保育課
		5-2-1-2	時間外保育事業（延長保育事業）の充実 保護者の多様な勤務時間に対応できるよう、通常の保育時間を超えて保育を行います。	親の多様な勤務時間に対応し、時間外（延長）保育を実施します。	幼児保育課
		5-2-1-3	一時預かり事業の充実 保護者の急な外出や病気等により、緊急・一時的に保育が必要になった場合に、保育所等において実施する一時預かり事業や幼稚園における在園児を対象とした一時預かり事業の充実を図ります。	幼稚園・認定こども園において、幼稚園型一時預かり事業をおこない、保護者の多様なニーズに対応できるよう体制を整えていきます。	幼児保育課
				幼稚園型一時預かり事業を実施します。	学校教育課
		5-2-1-4【再掲6-1-2-3】	子育て短期支援事業の充実 保護者の病気や出産、事故等で一時的に養育ができない場合、児童養護施設、乳児院で一時的に子どもを預かります。	保護者の病気や出産、事故等で一時的に養育ができない場合、児童養護施設、乳児院で一時的に子どもを預かります。	子育て支援課
		5-2-1-5	病児保育事業の充実 病気の児童について、保護者が勤務等の都合により家庭で育児することが困難な場合、医療機関に併設された施設等で一時的に預かる事業の充実を図ります。 また、保育所等から病児保育所への送迎サービスの周知に努めます。	病気の児童について、保護者が勤務等の都合により家庭で育児することが困難な場合、医療機関に併設された施設等で一時的に預かる事業の充実を図ります。 また、保育所等から病児保育所への送迎サービスの周知に努めます。	子育て支援課
		5-2-1-6【再掲1-2-1-3】	ファミリー・サポート・センター事業の推進 ファミリー・サポート・センター事業の普及啓発活動を強化し、提供会員・依頼会員の登録数の増加を図ることにより、援助活動を充実します。	ファミリー・サポート・センター事業の普及啓発活動を強化し、提供会員・依頼会員の登録数の増加を図ることにより、援助活動を充実します。	子育て支援課
	②放課後児童対策の充実	5-2-2-1	学童保育所の充実 保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学生に対して、放課後に適切な遊び、生活の場を与え、児童の健全な育成を図るため、施設環境の整備に努めます。	保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学生に対して、放課後に適切な遊び、生活の場を与え、児童の健全な育成を図るため、施設環境の整備に努めます。	子育て支援課

施策の方向	施策番号	主な施策	施策の内容	令和2年度の取り組み ・方向性	担当課
-------	------	------	-------	--------------------	-----

【基本目標6】配慮を必要とする子どもと家庭への支援

施策の方向	施策番号	主な施策	施策の内容	令和2年度の取り組み ・方向性	担当課	
1 児童虐待防止	①子どもの人権尊重に関する普及・啓発	6-1-1-1	「児童の権利に関する条約」の啓発	リーフレットの作成、学習会の開催等により、「児童の権利に関する条約」の啓発・普及に努めます。暴力によって子どもの「安心」「安全」「自信」の権利が侵害されそうになった時に何が出来るかを、子ども自身や保護者をはじめ、周囲の大人に伝えていきます。	公立園と民間園の2園で、子どもを暴力から守るCAP体験プログラムを実施し、「安心」「安全」「自信」等、子どもの権利が暴力等によって侵害されそうになった時に何が出来るかを、子ども自身や保護者をはじめとする周りの大人に伝えます。保育士・教職員については、子育て支援室が実施します。	★人権推進室 子育て支援課
	②児童虐待の発生予防と早期発見の推進	6-1-2-1	育児不安を軽減する相談支援や仲間づくりの推進	つどいの広場や遊びのキャラバンを実施し、遊びの提供や子育てについて話し合える場を設け、孤立しがちな子育て家庭の育児不安の解消を図ります。	つどいの広場や遊びのキャラバンを実施し、遊びの提供や子育てについて話し合える場を設け、孤立しがちな子育て家庭の育児不安の解消を図ります。	子育て支援課 (子育て支援センター)
		6-1-2-2 【再掲6-2-4-2】	養育支援家庭訪問事業の推進	支援が特に必要と認められる妊婦や乳幼児健診等で育児不安が高く、養育上の問題を抱える家庭に対し、保健師、助産師が訪問し、相談、助言等の養育支援（専門的支援）を行います。また、育児支援ヘルパーの派遣（家事及び育児等の援助）により児童虐待の発生を予防します。	支援が特に必要と認められる妊婦や乳幼児健診等で育児不安が高く、養育上の問題を抱える家庭に対し、保健師、助産師が訪問し、相談、助言等の養育支援（専門的支援）を行います。また、育児支援ヘルパーの派遣（家事及び育児等の援助）により児童虐待の発生を予防します。	子育て支援課
		6-1-2-3 【再掲5-2-1-4】	子育て短期支援事業の充実	保護者の病気や出産、事故等で一時的に養育ができない場合、児童養護施設、乳児院で一時的に子どもを預かります。	支援が特に必要と認められる妊婦や乳幼児健診等で育児不安が高く、養育上の問題を抱える家庭に対し、保健師、助産師が訪問し、相談、助言等の養育支援を行うこと（専門的支援）、育児支援ヘルパーの派遣（家事及び育児等の援助）により児童虐待の発生を予防します。	健康増進課
		6-1-2-4 【再掲1-1-6】	子ども家庭総合支援拠点の設置	子ども家庭総合支援拠点を開設し、子育て世代包括支援センターや要保護児童対策地域協議会、児童相談所等の連携を強化し、相談体制の充実を図ります。	保護者の病気や出産、事故等で一時的に養育ができない場合、児童養護施設、乳児院で一時的に子どもを預かります。	子育て支援課
			子ども家庭総合支援拠点を開設に向けて、子育て世代包括支援センターや要保護児童対策地域協議会、児童相談所等の連携を強化し、相談体制の充実を図ります。	子ども家庭総合支援拠点を開設に向けて、子育て世代包括支援センターや要保護児童対策地域協議会、児童相談所等の連携を強化し、相談体制の充実を図ります。	子育て支援課	

施策の方向	施策番号	主な施策	施策の内容	令和2年度の取り組み・方向性	担当課
正 対 策 の 推 進	6-1-2-5	児童虐待の発生予防に関する啓発	児童の保護者や児童向けに児童虐待に関するリーフレットの配布や地域の方々向けに出前講座を開催します。また、虐待防止推進月間に啓発グッズを配布する等、虐待発生の予防に関する啓発活動に努めます。	児童の保護者や児童向けに児童虐待に関するリーフレットの配布や地域の方々向けに出前講座を開催します。また、虐待防止推進月間に啓発グッズを配布する等、虐待発生の予防に関する啓発活動に努めます。	子育て支援課
	6-1-2-6	児童虐待防止講習会の充実	保育士や学校教諭を対象に研修会を行い、児童虐待発生時の対応力向上を図り、関係機関との連携強化に努めます。	保育士や学校教諭を対象に研修会を行い、児童虐待発生時の対応力向上を図り、関係機関との連携強化に努めます。	子育て支援課
③地域における児童虐待防止等ネットワークの整備	6-1-3-1	要保護児童対策地域協議会の充実	関係機関との密接な連携のもと、要保護児童対策地域協議会の効率的な運営を図り、児童虐待の予防、早期発見に努めます。また、実務者会議を中心に関係機関との連携・調整を行い、児童状況確認票により園、学校等と連携し、セーフティネットの強化を図ります。	関係機関との密接な連携のもと、要保護児童対策地域協議会の効率的な運営を図り、児童虐待の予防、早期発見に努めます。また、実務者会議を中心に関係機関との連携・調整を行い、児童状況確認票により園、学校等と連携し、セーフティネットの強化を図ります。	子育て支援課
	6-1-3-2	児童虐待防止のための県等との連携強化	児童虐待防止のため関係機関と密接な連携を図るとともに、要保護児童ケース等については中央こども家庭センターと連携を図ります。また、警察との情報共有の強化に努めます。	児童虐待防止のため関係機関と密接な連携を図るとともに、要保護児童ケース等については中央こども家庭センターと連携を図ります。また、警察との情報共有の強化に努めます。	子育て支援課
④虐待被害児童の立ち直り支援	6-1-4-1	被虐待児童のケアと立ち直り支援	中央こども家庭センターでの家庭復帰等評価委員会に参加し、親子の再統合に向け、中央こども家庭センターと連携して被虐待児童のケアを図ります。また、家庭復帰後の支援体制を確実なものとするため、施設入所中から保護者や児童と支援関係の構築に努めます。	中央こども家庭センターでの家庭復帰等評価委員会に参加し、親子の再統合に向け、中央こども家庭センターと連携して被虐待児童のケアを図ります。また、家庭復帰後の支援体制を確実なものとするため、施設入所中から保護者や児童と支援関係の構築に努めます。	子育て支援課
⑤児童養護施設及び関係機関との連携・調整	6-1-5-1	児童養護施設及び関係機関との連携・調整	家庭において養育が困難な子どもを保護・養育するとともに、地域の子育て支援機能を担う児童養護施設及び関係機関との連携・調整に努めます。	家庭において養育が困難な子どもを保護・養育するとともに、地域の子育て支援機能を担う児童養護施設及び関係機関との連携・調整に努めます。	子育て支援課
	6-2-1-1 【再掲1-1-1-2】	家庭児童相談室の充実	子育て支援室に家庭児童相談室を設置し、子育て支援の窓口として、各関係機関と連携して子育て相談支援の充実を図るとともに、利用者支援事業との連携を図ります。	子育て支援室に家庭児童相談室を設置し、子育て支援の窓口として、各関係機関と連携して子育て相談支援の充実を図るとともに、利用者支援事業との連携を図ります。	子育て支援課

施策の方向	施策番号	主な施策	施策の内容	令和2年度の取り組み・方向性	担当課
①支援体制の構築	6-2-1-2 【再掲1-1-1-5】	利用者支援事業の充実	利用者支援事業の基本型（子育て支援課）、特定型（幼児保育課）、母子保健型（健康増進課）が一体的に連携して相談体制の充実に努めます。また、利用者支援事業担当者連絡会を実施することにより、円滑な利用につなげます。	利用者支援事業の基本型（子育て支援課）、特定型（幼児保育課）、母子保健型（健康増進課）が一体的に連携して相談体制の充実に努めます。また、利用者支援事業担当者連絡会を実施することにより、円滑な利用につなげます。	子育て支援課
				他課の利用者支援事業と連携して相談体制の充実に努めます。	幼児保育課
				利用者支援事業の基本型（子育て支援課）、特定型（幼児保育課）、母子保健型（健康増進課）が一体的に連携して相談体制の充実に努めます。	健康増進課
	6-2-1-3 【再掲2-2-2-1】	教育相談の充実	子どもや保護者の様々な悩みに対応するため、スクールカウンセラーによる相談を実施するとともに、6中学校区に配属したスクールソーシャルワーカーや市、県の関係機関と連携するなど、教育相談体制の充実を図ります。	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが子どもや保護者の相談に乗ったり、市、県の関係機関と連携しつつ支援したりして、教育相談体制を充実させます。	学校教育課
	6-2-1-4	ネットワークの機能強化	子ども家庭総合支援拠点を開設し、子育て世代包括支援センターや要保護児童対策地域協議会、児童相談所等の連携を強化し、経済的困窮世帯への見守り機能の強化を図ります。	子ども家庭総合支援拠点を開設に向けて、子育て世代包括支援センターや要保護児童対策地域協議会、児童相談所等の連携を強化し、経済的困窮世帯への見守り機能の強化を図ります。	★子育て支援課 健康増進課
	6-2-2-1 【再掲1-3-1-1】	放課後子ども総合プランの推進	「たかさご放課後子ども総合プラン行動計画」に基づき、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、学習や多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後子ども教室・学童保育所の充実と、一体的かつ分野横断的な取り組みを推進します。	「放課後子ども教室」を通じて異学年や大人との交流の場を増やすことで地域との繋がりを強くし、児童を取り巻く環境を見守る体制をつくります。	生涯学習課
生涯学習課及び子育て支援室と協力して放課後子ども総合プランの推進に努めます。				教育総務課	
学童保育について、その利用ニーズに対応しつつ、適切な遊びと生活の場となるよう、施設の改善や整備、職員の研修等の充実を図ります。				子育て支援課	

施策の方向	施策番号	主な施策	施策の内容	令和2年度の取り組み・方向性	担当課
②教育支援	6-2-2-2 【再掲1-4-1-6】	小・中学校就学援助制度	経済的理由により、就学が困難な児童生徒の保護者に、学用品等必要な費用の一部を援助し、就学を支援します。	経済的理由により就学困難な市立小・中学校に在籍する児童・生徒の保護者に対して、就学費用の一部を援助します。	学務課
	6-2-2-3 【再掲1-4-1-7】	高等学校奨学金の給付	経済的理由により、就学が困難な高等学校等在学者に奨学金を支給し、修学の支援を行います。	経済的理由により高等学校への修学が困難な生徒に対して奨学金を支給し、教育の機会均等を図ります。	学務課
	6-2-2-4	適応指導教室	精神的・身体的等理由で「学校に行きたくても行けない」児童・生徒を対象に、より良い生活習慣を身につけさせるとともに、基礎学力の定着を支援しながら、児童・生徒の社会的な自立をめざします。	不登校状態にある児童生徒の、規則正しい生活リズムの再構築、基礎学力の定着、社会性の伸長を支援し、学校復帰及び将来の社会的自立をめざします。	学校教育課
	6-2-2-5 【再掲1-4-1-8】	幼児教育・保育の無償化	市の確認を受けた幼児期の教育及び保育を行う施設等について、幼児教育・保育の無償化を実施し、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図ります。	市の確認を受けた幼児期の教育及び保育を行う施設について無償化を実施し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。	幼児保育課
	2 子どもの貧困対策 ③経済的支援	6-2-3-1 【再掲1-4-1-2】	子どもに関する医療費の助成	中学3年生までの児童の医療費と高校生世代の入院時一部負担金を無料とし、保護者の経済的負担を軽減します。	令和元年度と同様に中学3年生までの児童の医療費と高校生世代の入院時一部負担金を無料とし、保護者の経済的負担を軽減します。
6-2-3-2 【再掲1-4-1-4】		就学前教育・保育施設利用者負担の軽減	低所得世帯等や多子世帯の認定こども園・幼稚園・保育所の利用者負担の軽減を行います。	低所得世帯等や多子世帯の認定こども園・保育所の利用者負担の軽減を行います。	幼児保育課
6-2-3-3 【再掲1-4-1-5】		学童保育所保育料の軽減	低所得世帯を対象に保育料の軽減を行います。また、制度の啓発に努めます。	低所得世帯を対象に保育料の軽減を行います。また、制度の啓発に努めます。	子育て支援課
6-2-3-4 【再掲1-4-1-9】		給食費（副食費）無償化	給食費（副食費）の無償化について、国が定める範囲を拡充し、特定教育・保育施設等を利用する高砂市在住の3歳児から5歳児の子どもを対象として、給食費（副食費）の無償化を行い、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図ります。	特定教育・保育施設等を利用する高砂市在住の3歳児から5歳児の子どもを対象として、給食費（副食費）の無償化を実施し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。	幼児保育課
6-2-3-5		児童扶養手当に関する情報提供及び給付	ひとり親家庭等に対し、児童扶養手当制度に関する情報提供、申請手続きの周知を行い、手当を支給します。	ひとり親家庭等に対し、児童扶養手当制度に関する情報提供、申請手続きの周知を行い、手当を支給します。	子育て支援課

施策の方向	施策番号	主な施策	施策の内容	令和2年度の取り組み・方向性	担当課
④生活支援	6-2-3-6	母子・父子家庭医療費助成	ひとり親家庭の児童（18歳到達後最初の年度末まで。高等学校等に在学中の児童については20歳の誕生月の末日まで）とその児童を養育する母（父）等の保険医療にかかる自己負担分の一部を助成し、費用負担を軽減します。	母子（父子）家庭の母（父）及びその児童、並びに遺児を対象に、医療費に係る一部負担金の助成を行います。	国保医療課
	6-2-3-7	母子父子寡婦福祉資金貸付金	母子家庭、父子家庭及び寡婦の生活安定とその子どもの福祉の向上を図るために、無利子または低利で各種貸付を行う母子父子寡婦福祉資金貸付制度に関する情報提供を行います。	ひとり親家庭の児童の就学支度金・修学資金や生活資金等の貸付金について相談及び情報提供を行います。	子育て支援課
	6-2-4-1【再掲5-2-1-4】	子育て短期支援事業の充実	保護者の病気や出産、事故等で一時的に養育ができない場合、児童養護施設、乳児院で一時的に子どもを預かります。	保護者の病気や出産、事故等で一時的に養育ができない場合、児童養護施設、乳児院で一時的に子どもを預かります。	子育て支援課
	6-2-4-2【再掲6-1-2-2】	養育支援家庭訪問事業の推進	支援が特に必要と認められる妊婦や乳幼児健診等で育児不安の高く、養育上の問題を抱える家庭に対し、保健師、助産師が訪問し、相談、助言等の養育支援（専門的支援）を行います。また、育児支援ヘルパーの派遣（家事及び育児等の援助）により児童虐待の発生を予防します。	支援が特に必要と認められる妊婦や乳幼児健診等で育児不安の高く、養育上の問題を抱える家庭に対し、保健師、助産師が訪問し、相談、助言等の養育支援（専門的支援）を行います。また、育児支援ヘルパーの派遣（家事及び育児等の援助）により児童虐待の発生を予防します。	子育て支援課
				支援が特に必要と認められる妊婦や乳幼児健診等で育児不安が高く、養育上の問題を抱える家庭に対し、保健師、助産師が訪問し、相談、助言等の養育支援を行うこと（専門的支援）、育児支援ヘルパーの派遣（家事及び育児等の援助）により児童虐待の発生を予防します。	健康増進課
	6-2-4-3【再掲1-3-1-4】	「子ども食堂」に関わる団体への支援	「子ども食堂」の活動や、新たに開設をめざす団体を支援します。	各地区での定期開催が行われるよう「子ども食堂」の活動や、新たに開設をめざす団体を支援します。	子育て支援課
	6-2-4-4	生活困窮者自立支援の検討	経済的な問題等生活上の困難に直面している人に対し、地域で自立して生活が行えるよう、一人ひとりの状況に応じた自立相談支援を行います。また、生活困窮世帯の子どもに対し、学習支援や居場所づくり等の機会の提供を検討します。	生活困窮世帯の子どもに対し、学習支援や居場所づくり等の機会の提供を検討します。	障がい・地域福祉課

施策の方向	施策番号	主な施策	施策の内容	令和2年度の取り組み・方向性	担当課
⑤就労支援	6-2-5-1	高等職業訓練促進給付金等事業の推進	ひとり親家庭の父母の就業に有利な資格を所得するため1年以上の養成機関で修学する場合で、就業（育児）と修学の両立が困難な場合に、修学中の一定期間、給付金を支給し、生活の経済的負担の軽減を図り、安定した就業に結びつくための支援の拡充を行います。	「就活応援会」「夜間相談会」等の相談時に事前相談を行うなど、資格取得の希望者を把握し、制度の周知を図ります。	子育て支援課
	6-2-5-2	自立支援教育訓練給付金事業の推進	ひとり親家庭の父母を対象に、就業促進と自立支援を目的として、就業に必要な資格を取得するために教育施設に入学し、その過程（厚生労働大臣が指定する教育訓練給付対象講座）を修了した者に対して、受講料の一部を支給します。	資格取得やスキルアップを目指す者に対し、能力開発の取組を積極的に行います。	子育て支援課
	6-2-5-3	就業支援相談会、休日相談会の実施	ひとり親家庭等において、就職・転職希望、就業に不安を持つ者等を対象に、ハローワークと連携し、個別相談会及び自立支援セミナーを開催し、就業・自立支援制度に関する基礎知識の習得など就業にかかる支援を実施します。また、休日相談会を実施し、個々のニーズにあった相談に応じます。	児童扶養手当現況届集中受付期間中に、ハローワークと合同で「就活応援会」を行います。また、「ひとり親のための夜間相談会」において個々に就労に関する相談を行います。	子育て支援課
	6-3-1-1	療育相談の充実	子どもの発達検査・相談、保育所等の職員や保護者からの相談、関係機関との連絡・調整を行うことで、発達が気になる子どもへの支援を行います。	発達上の問題のある乳幼児に対して、心身の総合的な発達指導を行い、疾病等への早期発見に努めます。また、子どもの発達検査・相談、保育所等職員や保護者への相談・助言指導、保育所等の環境整備、関係機関との連絡・調整を行い、発達が気になる子どもへの支援を行います。	健康増進課
				保育所等の職員の相談に応じたり、関係機関との連絡・調整を行うことで、発達が気になる子どもの調査・支援を行います。	幼児保育課 (高砂児童学園)
	6-3-1-2	マミーサポートの充実	子どもの言葉の遅れや発達面が気になる保護者への相談支援を行います。	電話・来園での相談を受け付け、発達が気になる保護者への相談を進め、内容に応じて必要な対応をとります。	幼児保育課 (高砂児童学園)

施策の方向	施策番号	主な施策	施策の内容	令和2年度の取り組み・方向性	担当課	
3 障がいのある子どもと家庭への支援の充実	①療育相談・指導の充実	6-3-1-3 【再掲1-1-1-3】	保育所等巡回相談の充実	心理士等が保育所等を巡回し、発達検査・相談、職員等への相談・助言、環境整備、関係機関との連携を行うことで、発達が気になる子どもへの支援を行います。	保育所等職員や保護者への相談・助言指導、保育所等の環境整備、関係機関との連絡・調整を行い、発達が気になる子どもへの支援を行います。また、児童発達支援センターと協働できるよう調整していきます。	健康増進課
		6-3-1-4	プロフィールファイルの活用	高砂児童学園で実施するマミーサポートや家庭療育支援講座の利用者に対し、プロフィールファイルの活用方法など説明を行います。また、健康増進課で実施する育児教室等の事業で活用します。	「プロフィールファイルたかさご」を子どもの相談等発達相談を利用された子どもの保護者に配布し、今後の育児や子供の成長の記録に寄与できるよう普及啓発します。	健康増進課
					「プロフィールファイルたかさご」を入園前利用者説明会や家庭療育支援講座を開催し、普及啓発を行います。	幼児保育課 (高砂児童学園)
		6-3-1-5	子どものからだ・こころ・ことばの相談の充実	小児科医の診察及び助言、保健・栄養・心理・理学療法相談、教育相談等を継続することにより、保護者の育児を支援します。	小児科医の診察及び助言、保健・栄養・心理・理学療法、保育相談、教育相談等を継続することにより、母親の育児を支援します。	健康増進課
		6-3-1-6	子どもサポートの充実	発達が気になる子どもが、どのように集団生活を過ごしていけばよいのかといった相談に対応すべく、市内各園からの依頼により訪問し、専門的な支援を行います。	発達が気になる子どもが、どのように集団生活を過ごしていけばよいのかといった相談に対応すべく、市内各園からの依頼により訪問し、専門的な支援を行います。	幼児保育課 (高砂児童学園)
		6-3-1-7	保育所等訪問支援の充実	保育所や小学校等の中で自分らしく過ごしながら、集団生活を送ることができるよう、保護者からの依頼により訪問し、個々の発達の特性に配慮する点などについて保護者及び担当職員へアドバイスを行います。	保育所や小学校等の中で自分らしく過ごしながら、集団生活を送ることができるよう、保護者からの依頼により訪問し、個々の発達の特性に配慮する点などについて保護者及び担当職員へアドバイスを行います。	幼児保育課 (高砂児童学園)
	②障がい児への教育・保育の充実	6-3-2-1	障がい児保育事業の充実	児童の発達段階に応じて、障がい加配保育士を継続的に配置し、就労する保護者の支援を行います。	今後も児童の発達段階に応じて、障がい加配保育士を配置することで、就労する保護者の支援を行います。	幼児保育課
		6-3-2-2	特別支援教育の推進	支援を必要としている児童・生徒に対して、スクールアシスタント・介助員を配置します。	スクールアシスタント・介助員を配置し、個々の児童生徒の特性に応じた支援を行います。	学校教育課
		6-3-2-3	施設の改善・整備	障がいのある子どもが利用しやすい環境に向けて、必要に応じて設備や施設の充実を図ります。	必要に応じて施設を改修し、障がいのある子どもが、利用しやすい設備や施設の充実を図ります。	教育総務課

施策の方向	施策番号	主な施策	施策の内容	令和2年度の取り組み・方向性	担当課
③ 福祉サービスや経済的支援の充実	6-3-2-4	児童発達支援センターの充実	言語・知的面に療育支援の必要な子どもに、日常生活における基本的動作の向上、コミュニケーションや表現力、および豊かな情操の獲得、集団生活への適応のための通所支援やその家族の相談・助言を併せて行うなど、地域の中核的な療育支援施設として児童発達支援の充実を図ります。	高砂児童学園において園児や保護者に支援を行います。 計画相談、保育所等訪問支援を実施します。 親子教室は毎週月曜日に実施します。	幼児保育課 (高砂児童学園)
	6-3-3-1	障害児通所支援等の支援	障害児福祉計画に基づき、障がいのある児童が個々の状況に応じた支援を受けることができるよう、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等の支給を行います。	障害児福祉計画に基づき、障がいのある児童個々の状況に応じた支援を受けることができるよう、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等を支給します。	障がい・地域福祉課
	6-3-3-2	その他の障害福祉サービスの支給	障害福祉計画に基づき、障害福祉サービス（ホームヘルプ、ショートステイ）や地域生活支援事業（日常生活用具の給付や移動支援）を支給し、障がいのある子どもを持つ家族の負担を軽減します。	障害福祉計画に基づき、ホームヘルプ、ショートステイ、日常生活用具の給付や移動支援など、障害福祉サービスや地域支援事業を実施し、障がいのある子どもを持つ家族の負担を軽減します。	障がい・地域福祉課
	6-3-3-3	特別児童扶養手当の給付	身体または精神に障がいのある児童を養育している保護者に手当を給付します。	身体または精神に障がいのある児童を養育している保護者に手当を給付します。	子育て支援課
	6-3-3-4	障害児福祉手当等の給付	日常生活に常時介護を必要とする在宅障がい児等に手当を給付します。	日常生活に常時介護を必要とする在宅障がい児等に手当を給付します。	障がい・地域福祉課
	6-3-3-5	障害者医療費の助成	重度障がい児を対象に、医療費に係る一部負担金の助成を行います。	重度障がい児を対象に、医療費に係る一部負担金の助成を行います。	国保医療課
	6-3-3-6	育成医療費の給付	18歳未満の身体障がい児が、その障害を除去又は軽減し生活能力を得るための治療に要する医療の給付を行います。	18歳未満の身体障がい児が、その障害を除去又は軽減し生活能力を得るための治療に要する医療の給付を行います。	障がい・地域福祉課
④ 総合的な支援体制の整備	6-3-4-1	療育会議	障がいの予防及び早期発見、医療、保育、リハビリに至る各サービスを乳幼児期から成人期まで一貫して提供できる療育システムを協議します。また、就学後と進学後の支援の連携体制を構築するため、情報の共有を図るなど、療育に関する対策を効果的に展開します。	未就学児の支援と就学後の支援との連携体制と、就学後の進学時の支援の連携体制を構築するため、情報の共有を図ります。	★障がい・地域福祉課 子育て支援課 学校教育課 健康増進課 幼児保育課 (高砂児童学園)